法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-06

戦前における我国労働争議調整制度の機能と展開(1)

AKITA, Joju / 秋田, 成就

(出版者 / Publisher)
法政大学社会学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
Society and labour / 社会労働研究
(巻 / Volume)
11
(開始ページ / Start Page)
58
(終了ページ / End Page)
151
(発行年 / Year)
1959-12-30
(URL)
https://doi.org/10.15002/00008978

戦前における我国労働争議調整制度の機能と展開（一）

秋田成就

第一章　序　論
——争議調整制度の本質と比較制度的考察——
一、争議調整制度の問題点
二、争議調整の法的規制と類型的考察
第二章　労働争議の禁圧と調停
——労働争議調停法の成立前史——
一、序　説
二、労働争議と治警法十七条の適用
三、治警法十七条の撤廃運動とその方向
四、治警法十七条と労働運動
五、労働争議と事実調停
第三章　労働争議調停法の成立と運用（以下次号）
第四章　準戦時体制と労働争議調停法の改正問題
第五章　戦時体制と争議調停の終焉

第一章　序　論

——争議調整制度の本質と比較制度的考察——

一、戦後十年を経た今日、最高法規範である憲法に保障された労働基本権に対して加えられた立法の面での、ある

いは行政面における変改の跡を冷静に観察する者は、何人も労働基本権が真実に保障をされるためには、それが民衆の力によって「斗い取られた」権利として民衆の行為感覚に結着していなければならないということを痛感させられるであろう。これらの立法がその成立の契機として初期占領政策という強力なバックをもっていたにせよ、わが国が、戦前の警察国家的労働政策の自省にかんがみ、内外に向って誓約した労働基本権の基本的理念は、それ自体としては、近代民主制国家として誇るに足る内容をもつものであった。今世紀に入ってからの労働立法の進展には各国ともめざましいものがあるとはいえ、結社・集会の自由や、生存権ないし勤労権といった法的には内容の明確でない自由権と並べて、特に団結権および争議権を含めた団体行動権を最高規範としての憲法において成文をもって保障している国家はそう多いとはいえない。そもそも、これら労働基本権の保障の態様はそれぞれ各国の労働運動がおかれている政治的な、また社会的な背景に対応するものであり、いずれもその獲得のため民衆が血の代価を払った成果であるから、強大な資本の力による支配的影響を受ける国家においては、何といっても労働基本権の保障が多くの象面において私的財産権の保障と基本的に抵触し、資本制秩序の維持を至上目的とする実定法の体系の中では、これらの確保された権利も国家にとっての「止むを得ざる譲歩」として、常に民衆の力による実質的保障が必要であり、その力が弱まれば立法も実質的に後退せざるを得ない。しかし各国では、そういう過程が長い歴史の中で繰り返される中に基本権もやがて国民の常識となり血肉と化していった。ところで、わが国における労働基本権の憲法上の保障宣言は、十年後の現在でもそれ自体としてはいささかの変更も加えられていない。しかしその実体は数次の立法上の改正によって大きな変革を蒙ったばかりでなく、歴代の政権担当者の政治的かつ近視眼的な政策によって後退を余儀なくされ、勢のおもむくところ労働基本権の構成に全面的な崩壊の萌しさえ見られるにいたったこと

はまことに戒心すべきことである。そして今日何よりも注意しなければならないことは、右のような基本権の変改あるいは当局の行政措置が、決してかって戦前にそうであったような「国体の神聖」や治安の維持にその基本的理由を求められるのではなくて、より近代的な「公共の福祉」とかあるいはもっと具体的に「国民大衆のため」とか、場合によっては未組織の一般労働者や（中小）企業存立のためとかいった一見、合理的な理由づけをもっていることである。このことは、公共とか大衆と呼ばれる民衆の組織ないし意識が進んでいる場合には陳腐な常套語にすぎないといえるが、民衆の中に組織労働者の占める割合が低く、両者の間に階級ないし利害の共通意識の乏しいわが国の場合には、これらの理由づけが充分「世論」を動かすに足るだけの「殺し文句」となり得るだけに重要なことである。資本主義国家における労働立法の基本的原理が多かれ少なかれ労使の利害のバランスを考慮せざるをえないとすれば、このことは常に念頭におかねばならないことであろう。

労働基本権に対する戦後の立法的変革の最大のものは昭和二三年の公務員法改正と公労法制定による官公労働者の争議行為の禁止である。それが占領行政における二、一ゼネストの禁止や全官公の争議禁止の立法上のしめくくりであったことはもはや周知のところである。もっともこれに先立ち、すでに昭和二一年に電産争議を期として組合法に先立ち急ぎ制定された労働争議調停法は、一定の国家公務員の争議を制限し、かつ公益事業について「冷却期間」を設けるなど争議権の制限を設けていた。しかしこの段階では、まだそれは労働争議の必然的にもつ社会的性格から労働者側が最少限度において忍容すべき例外として受けとらるべき制約というべきであった。ところが、この例外的措置の理由となった「公益性」はやがて官公労働者の争議権を剝奪するための口実に途を開くことになった。マッカーサー書簡という超憲法的力によって制定された改正法の理由とするところは、要するに「公共の利益」

ということにつきる。そしてこの理由はそのまま、講和条約発効後の昭和二七年の労調法改正における緊急調整制度の導入、さらに翌二八年の「スト規制法」に踏襲されたばかりでなく、政府当局のいわゆる「行政解釈」や最近、とみに顕著になった労働争議に対する警察権の介入の口実にもひとしく用いられている。

「公共の利益」の前には争議権行使の方法に制限が設けらるべきであるという考え方は、各国で争議権が認められると時を同じくして登場した考え方であった。それは争議の結果が具体的に公共の利益を侵害したかどうかの経験則によるよりは、むしろ、労資の力関係の崩壊への危惧、つまり小規模のストライキでも、もしそれが力関係のバランスを害うことがあればとりもなおさず社会体制そのものに対する恐威となるであろう、という懸念から出た支配階級の要請であった。労働争議に対する刑事上、民事上の責任を免責して争議権を認めるに到った国でも、ほとんど例外なしに、何らかの形態で争議の調整制度を考案したが、その根拠はいずれも「公共の利益」に求められたのである。(1) かくして争議調整制度は「公共」の概念の拡張によって争議権に対する実質的侵蝕の機能を果すことになった。その場合、争議権に人民の力による実質的裏付けのあるところでは、争議権とその調整とがうまくバランスを保ったのに反して、そうでないところではとくに社会的「危機」の段階に際して、調整制度自体が争議権の命取りとなるという経過を辿るにいたったのである。

二、今日、各国でとられている争議の調整制度には幾つかの形態がみられる。通常は、わが現行労調法に規定する斡旋、調停、仲裁を挙げることができるが、同法三五条の緊急調整の場合にとられる「実情調査」「公表」「勧告」等もその一つである。「実情調査」とか「公表」というのは公的または私的の調査委員会が、争議の実情を調査し、その結果を広く世間一般に知らせ、世論に訴えてその圧力によって解決の促進をはかろうとする制度であるから、

いわば間接的手段といえる。斡旋と調停は機能的には差がないから、結局、争議調整の基本的類型としては、裁定が拘束力をもつかどうかによって分類される調停と仲裁の二つを考えればよいであろう。

争議調整は労使の自主的話し合いまたは労働協約を通じてなされるし、またそれが理想的形態とされているが、労使関係がそこまで成熟しない場合には、国家の介入による法的調整制度が登場する。しかしその場合の国家の介入は団結権の擁護のように国家権力による後見的保護というよりむしろ、争議の解決の促進を目的とする。その場合の基本原則としては、調停と仲裁の各々について任意主義と強制主義の二つの立場があるが、調停における強制主義の場合にはなお調停案の諾否自体について自由採択の余地が残されているのに反し、強制仲裁においてはもはや受諾を拒否する自由がないので、争議権は全面的制約を蒙ることとなる。諸国の争議調整の歴史はこの任意主義か強制主義かをめぐって幾多の変遷を展開しつつも、それぞれの労使関係に対応して幾つかの類型を示していることは興味ある事実である。そこでわが国における制度の沿革を辿る前に、以下に若干の国の調整制度をその沿革と関連させつつ比較的に概観してみることにする。(2)

(1) 争議調整制度に関する国際的通念は一九五一年の第三十四回ＩＬＯ総会で採択された「任意調停及び任意仲裁に関する勧告」(第九十二号)に典型的に表明されている。そこには調停、仲裁のいずれを問わずすべて任意主義を原則とすべきこと、調整中の争議行為が制限さるべきだとしても、それは当事者の同意にもとづくものであることが明らかにされている。

(2) 諸外国における争議調整制度については、外尾健一編「各国労働争議調整制度の概観」(船員中労委事務局)、季刊労働法六号「各国争議調整制度の研究」に詳しい。

(i) イギリス　自主的調整の基本原則を貫きつつも、緊急時における強制主義と任意主義のかねあいに最も多く

の苦心を払った国の典型はイギリスである。[1] 資本主義諸国の中でも最も古くかつ円熟した労使関係をもつイギリスでは、労使関係の紛争や協定を各産業内部の私的機関による解決にゆだね、なるべく国家的規制を避けようとするいわゆるボランタリズムが伝統的な根強さをもって支配してきたが、これを可能にしたものは、労働者の資本側に対抗できるだけの実力の裏づけであったことはいうまでもない。[2] そしてそれには、争議行為が法による処罰から解放されたという意味だけにせよ争議権が確立していることが前提になっている。しかしそれ以前の団結禁止法の下でも組合の結成や争議の発生を絶対的に阻止することは到底不可能であり、まして労働条件についての国家的規制が存在する以上、その履行を求める争議については各産業別の個々の仲裁法をもって労働者の保護をはからざるを得なかった。[3] 主として治安維持の見地からとられた強制主義もやがて団結法の撤廃による労使の自由斗争時代に入ると自然力を失い、紛争は専ら私的調整機関に任され、一八六七年調停局法、一八七二年仲裁法へと進むにつれ、国家権力による調制は単に当事者の任意的調制に対する後見的サーヴィスの意味以上に出なくなった。その後、一九世紀の九〇年代に激しさを加えた労働争議の興隆に対応して制定され、今日なお効力を有する一八九六年の調停法（Conciliation Act）は労使の合意による調停委員会の設置と労働省の職権調査等、国家機関のある程度の介入をはかったとはいえ、それによる調停も仲裁もほんらい任意的で法的拘束力をもつものではなかった。イギリスの労働組合法や労働争議法の法的構造の中にもひとしく見受けられるこの国家権力介入排除主義の根拠は、労働者側からみれば、長い歴史の過程で国家権力がかれらに示してきた労働政策に対する伝統的な不信感であり、使用者側から見れば、産業の実情について当事者程の知識も関心もないと思われる第三者＝国家の介入に対する不信感であって、その不信感の角度は相互に幾分違っているものの、要するに国家権力による強制的解決よりは当事者の妥協を撰ぶという

経験主義の然らしめたものであった。しかしそういったバランスの均衡の上に存する任意主義は、もとより広い組織の背景をもつ労働者の場合にのみいえることであって、未組織あるいは組織力の弱い労働者の場合には労働条件の確保を強制仲裁に求めようとする要望が見られないわけではなかった。(4)

国家権力による強制仲裁制度は結局、任意的な労使関係を通じては、国家として当面必要な生産労働力を把握しえない緊急事態、とくに戦時期に始めて登場した。第一次大戦中、軍需産業労働者に対して適用された一九一五年の軍需品法（Munitions of War Act）による強制仲裁制度、第二次大戦中の「雇用条件および国家仲裁令（Condition of Employment and National Arbitration Orders 1940～1944）」がこれである。いずれも仲裁に法的拘束力をもたせ、裁定付託中のストライキおよびロック・アウトは禁止された。この二つの強制制度はいずれも戦時労働事情という特別緊急事態にもとづく例外措置として、その限りで労資双方の大体の支持を受けたのである。(5) ところが二つの制度の歴史的な相異点は、前者の場合には、戦争終了と同時に一九一九年労働裁判所法（Industrial Court Act）によって任意主義に復帰したのに対し、後者の場合には、終戦後も労使双方の合意によってその効力を五年間も延長適用させ、さらに一九五一年の「労使争議令」（Industrial Disputes Order）によって一九五九年三月同令の廃止まで約十年間、効力をもち続けたことである。(6) 同令による仲裁制はもちろんそれ以前のストライキ（およびロック・アウト）の禁止を伴う仲裁とは意味を異にするが、裁定に法的拘束力をもたせた強制仲裁制度が平時の経済状態の下で、二十年間も通用したということと、同令の廃止に当って労働者側が強く反対し、使用者側がこれを支持したといういきさつは、イギリス労使関係の基本的特質である自主的規範の尊重という理念に何らかの転換が現われ始めたのではないかという疑問を感じさせる。

しかし戦後この国が当面した甚だしい労働力の不足と昂進するインフレが、使用者側の団体交渉上の立場を相対的に低め、労働側またインフレ対策として賃上げ自制方策を撰んだという事情がこのような変則状態を生んだ原因だとすれば、労働側が労働争議令のもと、ストライキという武器をもったままの強制仲裁制をフルに利用しようとする傾向は戦術としてはむしろ当然のことと首肯されるところである。組合運動が決してこの仲裁制に全面的依存したわけではないことはその利用状況[7]を見れば明らかであり、最近の争議のほとんどは自主的団交による解決によっているのである。つまり争議令下の強制仲裁は国家権力の介入による争議解決というより、自主的解決の補助的機能を果したのであり、使用者団体としてはストの脅威から免れ、かつ裁定の拘束力が非加盟の使用者側の不公正競争を防止するという機能にてらしてこれを支持したわけである。「仲裁インフレ」[8]がこうずるに従い使用者側が同令廃止にふみ切るにおよんで、今日ではこの国における久しい間の変則に終止符が打たれたのである。

(1) イギリスの調整制度については Ian G. Sharp, Industrial Conciliation and Arbitration in Great Britain 1949 のすぐれた歴史研究の外、現行制度について M. Turner-Samuels, Industrial Negotiation and Arbitration 1951 等がある。なお「概観」三三頁以下参照。

(2) 第一段階としては一八二四—五年の団結禁止法の撤廃、第二段階としての一八七一—五年法による労働組合、争議権の公認がその支柱になった。

(3) 労働条件の規制を国家自らが担当した絶対主義時代には労使の紛争の余地も少ないが、紛争が生じた場合の強制的仲裁条項が立法の中に含まれていた。(一五六二年徒弟法)やがて紛争の処理のみを目的とする法律(20 Geo. II C. 19 1747)ができ、一八〇〇年の団結禁止法には仲裁条項が規定されている、この種の立法は労働者の自主的要求にもとづくものではないから、労働条件の決定が労使の自主的交渉に一任されるに到った時期以降の仲裁立法とは当然性格を異

にする。

(4) 一八〇〇年の綿業仲裁法はその典型であり労働者の請願によって制定された。二〇世紀に入ってからも一九〇二年のT・U・C大会には強制仲裁制要求の決議案が提出されている。組織の力で団体交渉に持ち込むことの出来ない段階にあって法的仲裁を望むことは団体交渉の手がかりとして労働者にとっても必ずしも自主性の放棄とは意識されなかったのである。

(5) 伝統的なストライキ権を失うということは国民与論の上からもきわめて重要なことであり、賛否をめぐって激しい論争が行われた。もし巨大組合の幹部との話し合いが成功しなければ到底実行不可能であったといわれる。戦斗的な労働者側は組合幹部によってとられたこの協調政策に反対してしばしば法に違反してストライキに訴えた。しかしそれに対して処罰が発動されて例は少いといわれる。第二次大戦の場合は前大戦当時よりこの過程がスムースに進んだのは戦争の性格の差によるものといえよう。

(6) 同令はもともと労使両当事者の一方がその存続に反対した時は再検討するという条件付であった。

(7) 労働省年報によると一九五七年度における争議解決の態様は調停によるもの二一七、任意仲裁によるもの七一に対し審判所の仲裁々定によるもの一一三である。審判所の裁定にもちこむのは主として弱少組合だといわれる。

(8) 賃上げ争議に関する審判所の裁定額が使用者側の回答額を下廻ったことはなく、双方の主張額を足して二で割る式の裁定がインフレを昂進させるという非難がかなり強かった。

(ii) カナダ　旧イギリス植民地国家としてのカナダは労働法制において最初、イギリス本国の方針を踏襲したが、経済的にはアメリカ合衆国と密接な関係に立ったために、その後の立法の発展はイギリスとかなり違った行き方をとっている。すなわち、イギリスの一七九九、一八〇〇年の団結禁止法は時を移さず、すでに完全な自治領と

なっていた（一八六七年）カナダに派及し、すでにアメリカの労働運動の支持と影響の下に展開されていた組織運動を弾圧し、本国での解放立法もこの国では遥かに後れた。[1] 一九〇〇年の調停法（Conciliation Act）はイギリス一八九六年調停法に範をとり、両当事者の何れか一方の請求によって開催される任意制の調停委員会を設置する権限を大臣に与えたが、それは間もなく一九〇六年の争議調停・労働法（Conciliation and Labour Act）としてこの国における現行連邦争議調整制度の柱の一つとなった。[2]

調整制度のいま一つの柱は労働争議調査法（Industrial Disputes Investigation Act）である。この法律は一九〇六年に起った石炭争議を機として翌年成立を見たものであるが、紛争当事者の申請にもとづく調停調査会の調査権を規定し、附託前または附託中のストライキ、ロックアウトおよびそれらの煽動、激励、支援行為を罰則をもって禁ずるいわゆる強制調査制度を採用した点に特色をもつ。紛争が当事者による解決不可能な場合、第三者による調査を公表して世論に訴え、その間、実力行使を停止するという方式が争議の解決促進にあずかって力のあったことは事実であるが、それは同時に、争議に対する連邦政府の介入を容易にすることになった。そしてその点で連邦政府の管轄権と関連して合法、違法の激しい論争を招くことになったのは当然である。[3]

第二次大戦中は一九四四年の戦時労使関係法が争議調査法に代り、強制団体交渉制や調整制度がとられた点はイギリスと似ており、戦後これらの経験と戦前の調査法を綜合して労働階級の意見を大巾にとり入れた一九四八年の労使関係・争議調査法[4]が生れ、同時にこれを範として各州に労使関係調整法が成立している。

（1）イギリスの一八七一年法に相当する立法は一八七二年労働組合法並びに刑法改正法であるが、この下で多くの弾圧があったといわれる（労働省内外労働資料三〇集・カナダの労働事情八一頁）。現行法は一九二七年の立法。

(2) 一九一七年の改正を経て一九二七年法が現行法である。調停法の内容はイギリスのそれと大体同一であり、紛争の調査、調停委員会による斡旋、調停、仲裁人会議による仲裁を定めているが、公益事業である鉄道労働争議についての規定を含み調査制度をとり入れている点に特色がある。拘束力は任意制である。

(3) 一九一一年ケベックの大審院は本条の国家的重要性を強調して合憲としたが、一九二五年の枢密院は連邦の権限外の事項として違憲と判決した。連邦議会は同年同法を改正して連邦政府の管理下にある事業および州法により連邦法の支配を容認している州の直接管理事業における紛争にのみ適用することにした。

(4) Act to provide for the investigation, conciliation and settlement of industrial disputes 本法は団結権、不当労働行為制度、団体交渉、労働協約、争議権につゝての規定を含む一の綜合労働立法である。組合活動に対する保障の強い反面、就業時間中の組合加盟勧誘行為を刑事罰をもって禁止したり、本法違反のストに対して組合と組合役員の双方に刑事罰を加えたりする規制的側面もまた強い。調整については、まず調整官が調整局の設立の必要性について判断し、その報告に基いて三人の委員から成る調整局が紛争に関する認定と勧告をなして解決をはかるのであるが、申請受理後一定期間はストが禁止される。また労働関係調査委員会は本法にもとづき調査権をもつ。なおケベック州法については労働省統計調査部編外国労働法全書参照。

(iii) ニュージーランド　イギリス型の労使関係を踏襲したと思われる旧植民地系の諸国中ニュージーランドやオーストラリアは争議調整という点ではかなり本国と違った行き方をしている。すなわちニュージーランドでは紛争調整に関する最初の法律である一八九四年の「産業調停・仲裁法」(Industrial Conciliation and Arbitration Act)ですでに強制仲裁制を採用している。それは世界最初の法的強制仲裁制度といわれるが、そこでは、むしろ弱体な労働者側の保護という意味が強かった。(1) もし強制仲裁制がなかったとしたならば、この国がかなり先進的に成立させ

た生活賃金、週四十時間制、組合優先権等も獲得できなかったであろうといわれているし、この法案が組織労働者や農民の支持を得て下院を通過しながら上院で三回まで否決の運命にさらされることもなかったであろう。この法律はその後数次の改正を経て一九一三年の「労働争議調査法」(Labour Disputes Investigaion Act) にいたってすべての争議の調停を強制的にするまでに拡張された。しかしその反面、ストライキは調停手続後まで禁止され、かつ予告を強いられた。このような保護法的役割をもった強制仲裁制度が一九三〇年代の世界的不況に際して維持されるということはとうてい不可能であり、三二年には任意仲裁制に代えられたが、間もなく一九三六年の「産業調停・仲裁法」によって再び強制仲裁制に復し、同時に組織強制(メンバーシップ)や週四十時間制、最低賃金等の決定を見た。戦時中の緊急調整制の導入を例外として、右のような原則は今日なおこの国の基本的立場となっている(一九四三年産業調停・仲裁法)。けれども、このことはこの国の強制仲裁主義が常に労働者側の支持を得て、かれらの有利にのみ運用されていることを意味しないし、かつまたそれが独占段階に入った資本側の意思を排除して通用していることも意味しないのである。同系のオーストラリアについても同じことがいえるようである。(2)

(1) ニュージランドあるいはオーストラリアにおける強制仲裁主義の「成功」といわれるものがしばしば苦汗産業に対するものであることはいろいろの意味で重要である。

(2) オーストラリアの連邦調停仲裁法はニュージランドと同じく強制仲裁制をとり入れているが、古い歴史を持ちその準備はニュージランドより早く、一八八四年ビクトリア州の王立委員会で提案され一八九〇年の船員ストとニュージランドにおける成果を見て一九〇〇年に州法となり一九〇四年に連邦法として成立した。一九〇九、一〇、一一、一四、一五、一八、二〇、二一、二六、二七、二八、三〇年に改正され一九三二年法が現行法である。この国でも禁止を冒して

ストライキが打たれかつこれに対する実際上の処罰が回避されるという実情である。強制仲裁制と引き替えのストライキ禁圧が理論上も家質上も困難なことを物語っている。

(iv) フランス　労働争議を個別的紛争と集団的紛争に類別し、個別的紛争の調整機関としての労働審判所（Conseil de prud'hommes）がきわめて古い起源[1]と伝統をもつという点がフランスの争議調整制度の特色である。個別的紛争と集団的紛争の類別という考え方は、資本主義経済の発展に伴う産業構造や労使の組織の変転によって問題を生ずるに至ったが、通常の司法裁判所と違って、労使の代表から構成される労働審判所は労使の紛争の自主的解決―従って自主的組織の進展―という方向を進めるについて大きな役割を果したと思われる。審判所の組織、運用、管轄およびその民主的性格については、労使の力関係の反映度に応じて幾多の変遷[2]を経て、一九二四年六月二十一日法により労働法典に統一化されたが、今日、労働関係専問の特別裁判所として迅速かつ安価な解決（調停および判定）に役立っている。

集団的紛争解決のための調整制度はこれに比して、遥かにけわしい途を辿っている。団結禁止法が撤廃され争議権が認められたのはようやく一八六四年になってからであるが、その時までに、労働審判所はすでに長い成功の歴史をけみしていた。この制度を集団紛争に拡張しようとする試みが失敗に帰し、一八九二年まで争議調整に関する制度が具体化することなく、争議の過激化を招いたということは、階級対立としての争議の調整がもはや、個々の労働者の保護という尺度で測りえない問題を含んでいたことを意味する。一八九二年法の任意的調停・仲裁制は一方当事者の請求、または職権による調停委員会の開催を規定しながら、両当事者の出席の場合にのみ調停委員会の開催を認め、仲裁々定にも強制的拘束力がなく、すでに社会的実権を失っていた治安判事の主催という事情もあっ

て大して実効を挙げなかった。その改正案やこれをさらに進めた強制調停・仲裁制の提案も一九三六年まで実を結ぶことなく、調停仲裁には社会的有力者が巾をきかせてきたということは、古くフランスの労働審判所の構想をとり入れて、[3] 労使の自主的調整機構の確立に早く成功したイギリスと著るしい対照を示している。

一九三六年の人民戦線内閣の下に成立した争議の強制・仲裁法、さらに同法を補整した一九三八年法が物価騰貴による賃金の法的調整や労働協約への調停・仲裁条項挿入の法的強制等を含み、労働階級に決定的に有利な調整制度であったことは、成立当初の事情からみてむしろ当然であった。しかし、その後の国際ファシズムの圧力による政治的経済的状況は、この強制主義を次第に反労働者的争議抑圧機構へと転化させるに至った。

第二次大戦後は調停仲裁条項は効力を停止されたままになっていたが、四七、八年の大争議を機として調整制度が再び問題となり、ビドー政府の提出した政府原案は強制仲裁を含むものであったが、労使双方の反対により強制調停、任意仲裁の方式が採用され、現行法（一九九〇年法）[4] として適用されている。そこでは憲法上保障された争議権を調整制度によって侵害しないように、事前の調停を認めず、かつ強制調停の法律違反のストライキを違法とせず、さらに調停が成功しない場合の仲裁の効力はあくまで任意制とするなど、争議権に対する深い配慮がなされていることに注目される。

（1） 労働審判所の起源は明確でなく商工業者間の紛争や同職組合間の紛争の調停機関として出発しているようである。（ピック「労働法」協調会訳下四九五頁以下）。

（2） その変遷・構造については前掲書「概観」一四頁以下に詳しい。

（3） イギリス最初の調停機関といわれる一八五〇年のノッティンガム委員会はフランスの労働審判所をモデルにしたとい

われる（Sharp 前掲書二―三頁）。

（4）Loi N°50―205 du 11 2 1950 relative aux conventions collectives et aux procedures de règlement des conflits collectifs de travail

（v）ノルウェー　ノルウェー[1]はじめスェーデン、デンマークなど北欧諸国の争議調整制度の特色は、労働争議をいわゆる利益争議と権利争議に峻別し、前者を調停手続により、後者を労働裁判所の手続により解決しようとする傾向である。このような制度は労働協約や労働裁判所についての法的整備など、国家の後見的配慮が相当進んでいることと、労使関係がこれを受けいれる程度の安定性をもっていることが前提をなしている。しかし、安定性をその主目的とするこのような制度は当然、その中にかなり強い争議のコントロールを含むものであるから、一九世紀末から急速に進んだこれら諸国の産業革命に対応して組織の進んだ労働階級が、これらの立法に対してスムースに順応することはとうてい期待できなかった。ただ、かれらの組織力がまだ弱体な段階では、争議の調整に国家権力によるバックを要請し、それによって団体交渉の手がかりを得るという政策がとられ、そこから調停立法が発展していくというのが一般的傾向であった。

ノルウェーでも、争議調整についての立法化の要求は最初労働者団体から出された。労働者がまだ団結権を獲得しない段階のことである。労働者側は調停あるいは仲裁中のストライキ禁止の不利を忍んでも自己にとって相対的に有利な条件の獲保に法的強制力のバックをもたせることを望んだのであるが、数次の法案は成立を見るに到らず、一九一三年に政府が公益を危くするおそれある争議に対する強制仲裁案を提出し、その強行をはかった時にはゼネストに訴える気勢を示してその阻止に成功した。[2]そこで一九一五年に制定された調停法は強制主義の根跡をとどめ

ないものであった。しかし、第一次大戦の影響により翌一六年には強制調停・仲裁条項が挿入され、戦後も暫らくその効力を保持したが、一九二一年、その再延長をはかった政府の提案は議会によって否決された。

労働界における反動の波が欧州大陸を襲った一九二〇年代、この国でも頻発する争議は再び争議を抑制するための強制主義の要望を起させ、一九二七年から二年にわたって政府に強制仲裁を実施させた。その後任意主義に復帰したものの、三三年には国営酒類専売公社に、三八年には運輸および漁業に強制仲裁制が導入された。

現行法では協約に規定されない労働条件についての利益争議に対する調停は任意主義の原則的立場に立つが、[3] 当事者または組合は、公的機関としての調停官および他方当事者に対し争議の実情を報告する義務を負い、かつ一定期間（調停官が右通告を受諾してから四日間）はストライキ（およびロックアウト）が禁止される。公益争議については更に大きな制約があり、調停手続が終了するまでストライキ（ロックアウト）が全面的に禁止される。ただ調停手続が終了すれば争議権は回復され、その後は争議は世論の判定に任せ、あるいは任意仲裁によって解決するし組である。

権利争議については、一九二七年労働争議法により労働裁判所が管轄する。強制仲裁制ではないが、協約の不履行、違反の場合を除いて、権利争議解決のためのストライキ（ロックアウト）は違法とされ、罰則をもって禁止される。[4]

（1）「概観」一三七頁以下。

（2）スウェーデンもこれと全く同じ歴史をもつ。すなわち一九〇九年の大争議を機として、保守党政府は労働協約の法的強制力と権利争議禁止を内容とする「団体協約法」「労働裁判所法」の相関連する二法案を提出して争議に対する国家

干渉を強化しようとしたが、下院の反対によって成立しなかった。しかしこの法案は一九二八年自由党政府の手によって提出され、スウェーデン労働組合総連合の二四時間反対ストにもかゝわらず成立し現行法となっている。

(3) スウェーデンでは一九〇六年の労働争議調停法がこれに当る。たゞ調停官が重要な争議行為と認めた場合に、当事者の一方の申請がなくても職権で介入する一種の強制調停主義をとっている点に差異がある。

(4) ノルウェーが調停と労働裁判所の二本建をとるのに対して、スウェーデンはその他に団結権及び団体交渉権に関する法律（一九三六年）によって主として非肉体あるいは未組織の労働者の組合活動を保護している点に特色がある。交渉が行詰った場合、社会省の任命する団体交渉の議長あるいは三人委員会によって打開をはからせる制度である。

(vi) 西ドイツ　ドイツでは一九世紀初めから産業別に労使の自主的交渉にもとづく労働協約が展開を見せており、その中に自主的な争議調整手続が含まれていたので、法的調整機構としては特別の裁判所による任意仲裁を除いて、一般的に任意主義が支配的であったようである。強制調停が導入されたのは第一次大戦の緊急事態の下においてであり、この時一九一六年の補助勤務法は労使双方の代表から構成される調整委員会（Schlichtungsausschuse）を設置し、一方当事者の申請による調整の開始を定めたが、裁定は両当事者の受諾を条件として拘束力をもつこととされた。かくして戦時体制の導入した調整制度は戦後にも引継がれ、一九二三年の調整令（die Verordnung über das Schlichtungswesen）にいたって体系化された。調整委員会、調整官およびライヒ労働大臣の三種の調整機関は「公共の利益」が要請する場合に職権による強制的手続の権限をもち、団体協定および労働協約と同一の法的拘束力をもつ裁定を下した。かかる拘束宣言の制度がその後の全体主義体制下に国家的賃金政策の転進に途を開いたことは否定できない。(1)

第二次大戦後の争議調停、仲裁法の立法過程の中に、どの程度この歴史的教訓が生かされたかを知ることは、わが国の戦後労働立法のそれと対照的に興味のあることであるが、今これを審らかにしえない。現行法と思われる一九四六年の管理委員会法第三五号の調停[2]・仲裁法は僅か十四カ条の簡単なものであり、占領軍の占領に影響を及ぼすような争議に対する占領軍司令官の介入など[3]占領政策的色彩が強いので、自主法としての性格は不明であり、戦前の調整令との類似点を捉えて直ちに旧体制への復帰理象と解することは不当であろう。調停裁決は両当事者が受諾を表明した場合にのみ拘束力をもち、ただ当事者が予め合意した場合に拘束力をもたせているから[4]、原則的には任意主義に立つものといえよう。ただし、州法において法的拘束力をもたせることは、特にこれを違法とする根拠がないところから可能であろうし、事実そうしている州もある[5]。

西ドイツでは争議の調停、仲裁制度については連邦、州法とも、一般に他国に比して法的整備が進められていないようである。戦後、労働争議が激減したこと、連邦および州の労働裁判所の運営、経営組織法や解雇制限法等の新立法の運用とも関連して、調整制度のこの国における動向を見るにはなお暫くの日時が必要であろう。

(1) 一九二五年独裁態勢を確立したファシズム・イタリーにおいても一九二六年の職業組合法、二七年の労働憲章によって全体主義的労働態勢をしき、労働条件と労使関係の国家による法定のたて前の下に労働争議は禁止され、また権利争議についても強制仲裁制をとって争議の余地を無くした。

(2) Kontrollratsgesetz Nr. 35 betr. Ausgleichs und Schiedsverfahren in Arbeitsstreitigkeiten vom 20 Aug. 1946 ドイツの調整制度については「概観」八七頁以下。

(3) 占領軍司令官による強制調停手続（二条(2)）、調停裁決事後審査（一一条(2)）、占領目的に反する調停裁決の破毀（一

一条(1)

(4) 同法一〇条(1)(2)

(5) たとえばバーデン州およびラインラント・ファルツ州などがそうである。

(Ⅶ) アメリカ　アメリカの紛争調整制度[1]は労使の自主的調整の基本原則の上に、連邦および各州におけるかなり強制的性格をもった法的規制を併存させているのが特徴である。労働協約の発展による労働問題の集団的解決の慣行が広く社会制度として固定化している点において、この国はイギリスと同様かなり古い伝統をもっているが、イギリスと違って、一九世紀後半から二十世紀にかけての資本主義の飛躍的な成長発展に対応して、労働運動はきわめてラディカルな様相を示し、労使関係が険悪化したため、各州では、それぞれ大規模争議の経験をもとにして多様な争議調整法を生み出すにいたった。その形態は調停、仲裁、強制調整あるいは労働裁判所の設置またはこれらの組合わせであるが、一九一五年にはすでに三二州がこれらのいずれかの形の調整制度をもっていたといわれ、現在では約四分の三の州に及んでいる。

連邦制度としてはまず鉄道労働法における調整制度が歴史的にも内容的にも画期的意味をもっている。それはアメリカ資本主義の進展と鉄道企業の相互関係からいって当然のことであろう。

最初の鉄道立法である一八八八年仲裁法は任意仲裁を原則とし、強制的要素としては強制調査の制度をもっていた。その後、同法の経験にもとづき調停制度に重点をおく一八九八年コルドマン法、および一九一三年のニューランズ法を経るにしたがい、ようやく公益保護を理由とする強制主義の立法的要請が現われたが、一方で自由放任思想による任意主義もなお根強く、立法として実を結ぶにいたらなかった。第一次大戦中の政府の争議対策は鉄道接

収と調整委員会の設置であったが、これによりともかく争議は小康を得たのである。民有復帰後の一九二〇年交通法の定める鉄道労働委員会制度は労使双方の反感によって失敗に帰し、一九二六年鉄道労働法によって合衆国調停委員会による調停制に復帰した。これによれば、調停が失敗した場合は任意仲裁の勧告が行われ、当事者がこれを拒否した場合、当該争議が「州際通商を妨害する」と判定されたときは、大統領は緊急委員会を設置し、実情を調査、公表せしめ、もって世論の判断にまかせて解決をはかる権限をもった。なお、公表後三〇日間は争議が禁止され冷却期間とされた。任意主義に強制調査を折りまぜたこの制度は、比較的成功をおさめたといわれる。

現行法である一九三四年の法改正に際しては、使用者に対する労働協約の締結、履行に努力する義務を課し、自主的解決への促進をはかり、もしこれが失敗した場合には、権利争議にあっては、全国鉄道調整委員会、利益争議にあっては、全国調停委員会において処理され、裁定の履行がない場合（特に使用者側）、裁判所による法的強制力の裏づけを与えるなど、かなり労働者側の期待に沿うものとなり、その後の争議調整立法のモデルとされた。

鉄道以外の連邦法による調整制度は、一九一三年の労働省設置法による労働長官任命の調停委員制度に始まるが、調停機能の重要性はこの機関を合衆国調停局に昇格させた（一九一七年）。この制度は当事者の申請にもとづく任意調停主義を原則とし、調停局のイニシャティブによる調停申出の場合にも強制附託をとらなかった。この制度が効果を挙げ得なかった理由は、むしろ、任意調停制度そのものの性格によるといわれるのは蓋し至当であろう。

一、二次大戦中の戦時争議調整制度としての全国戦時労働委員会[2]には相当強制的色彩の濃い仲裁制がとられ、かつ労使休戦の代償として労働者側に有利な条件が与えられていたのであるから、この委員会の効率性をもって平時のそれと対比することはナンセンスである。にもかかわらず、タフト・ハートレー法の立法化にあたっては、この調

停局の非能率性が考慮されたのである。

一九三二年の反差止命令法（ノリス・ラ・ガーディア法）に始まるニューディール労働立法は、労働者の団結権、団体交渉権および団体行動権を保障するにいたったが、争議の解決手続については大むね任意主義の原則が貫ぬかれた。しかし、ワグナー法の後退的修正立法としてのタフト・ハートレー法は調整手続についても高度の強制主義を導入するにいたった。すなわち調停局に代り連邦調停斡旋局を置き、[3]「全国緊急事態」[4]争議に対し、一定期間争議行為の禁止と強制調査、公表制度を採用したことである。

すでに見たように、この形態における強制主義はカナダ始め多くの国で今日採用されており、この国特有の制度ではないが、「緊急事態」の認定と、ストライキの禁止命令を発する裁判所の従来の労働運動に対する一般的傾向からいって、その運用についての疑念が労働者側に強いことは怪しむに足りない。

（1）　アメリカについては比較的文献が多い。「概観」五五頁以下および掲載参考資料参照。

（2）　調停局は上院の同意に基き大統領の任命する局長と労使各六名の代表から成る労使委員会（パネル）から構成され、支部を全国主要都市に置き、調停官を配して調停の申請から十二時間内に利用しうることとされた。調停は当事者の申請をまって行われるが、重要事件については調停局自ら調停に条出すことができた。

（3）　戦時労働委員会は一九一八年および一九四二年の再度にわたって設立された。第一次の委員会は労使各五名の代表と二名の公益委員から成り、軍需関係産業における争議の調停仲裁を任務としたが、任意主義の原則に立って団体交渉のスムースな運営としての機能を果し後のNLRB設置の基礎となった。第二次委員会は労使公益各四名の委員から成り当初の軍需産業関係争議の調整次第に戦時産業全般に亙る賃金問題の処理を担当するようになった。

（4）　労働争議が「州際若くは外国との貿易、商業輸送又は通信業務、若しくは商品生産に任事する全産業又はその重要な

部分に影響を及ぼし、国民の健康又は安全をおびやかす」と認めた場合大統領は緊急事態を宣言する。

(Ⅷ) 要約　以上若干の国についてその争議調整制度を比較したところを要約するについては、それを若干の類型に分類してみるのが便宜であろう。

(一) イギリスにおけるように、長い労働運動の歴史の中で、労使関係とくに労働争議の調整の過程が両当事者の間だけでノーマルに進んだ（といっても決してそれが何らの障害もなく平穏に運ばれたということを意味しない）ところでは、労使の自主的な規範――たとえば労働協約――によって紛争の調停をはかるという形態が普遍化し、調停による犠牲の回避の経験が重なるうち、最初から合意にもとづく拘束力をもつ仲裁制度の採用にまで進むにいたった。そこでは国家権力の介入を避けるという意味での自主的調整が考えられているのであって、仲裁は単に、調停案の最終的受諾をあらかじめ承諾しておくという意味にすぎず、国家法による最終的担保という考え方が入りこむ余地が全くなかった。

このようなノーマルなコースが形成されるには、そのための前提条件の存在を不可欠とする。その条件とはいうまでもなく、労使の力のバランスがとれていることであり、その力関係の上に相互の信頼――自主的規範遵守についての――がおかれ、この相互信頼感が国家権力に対する信頼感を上廻っている場合に、はじめて真の自主的調停・仲裁が可能なのである。フランスが労働裁判所というすぐれた制度をもちながら、これを集団争議にまで拡張することができなかった理由は、一にかかってこのバランスの欠如にあると思われる。しかし力のバランスが保たれるためには、その根底に労働者の団結権と争議権の承認――国家権力が労働運動にみだりに干渉しないという消極的なものであっても――という基本的条件が存在しなければならない。自主的規範を創設することそれ自体が違法視

される段階では、国家権力は使用者側のバックにすぎないから、調停の発生する条件がない。この段階を抜け出るまでに各国の労働運動は苦斗の歴史を辿った。

（二）資本制生産の発展が比較的順当に進んだ市民国家においてある程度、労働者の団結が認められた場合にも、労働者の組織的力が資本の側に比して弱いところでは、自主的規範の成立条件を欠くから、労働者側は国家権力による強制調停なり仲裁に依存することによって団体交渉権の確保を図ろうとする。(註) 労働者側としてはこれを労働基本権の保障のための第一段階と考え、それに必然的に伴う罷業権の制約という事実には目をつぶらざるを得ない。国家はこの場合「公平な第三者」として自らを装うことによって、労使紛争に伴う治安の擾乱を予防し、か弱き労働者に対する保護というアピールをもって世論の「道義的」批判を抑え、究極的には産業平和を維持することによって資本の側の要請に答えるという一石三鳥をねらう。

そこで、この段階にあっては国家、というよりむしろ政権を担当している政府の構成に応じて様々な形態の公的調停、仲裁制度が現われるが、かくして生まれた法制度はその後の政権担当者の交替によって、運用上、当初の立法者の予想していた目的と全くかけ離れた制度に転化する可能性をもつ。とくに立法が当初、労働階級の側に立つ政党の支配する政権によって生まれたにもかかわらず、後にいたって反対党の支配に移った場合、争議の調整機構はしばしば争議のストップという面だけが強調されて、一の抑圧機構に転落するにいたる例は多くの諸国の歴史の示すところである。国家的調整制度がいかなる形態のものであろうとも、今日、労働階級の根強い疑惑を起し勝ちであるのは、調停や仲裁の結果をめぐっての使用者側に対する不信感と同時に、かれらの国家権力に対する不信感の現われである。

(三)、(一)の類型のように自主的規範による調整制度を中心とするところでも、その国の経済体制の独占化が進展し、勢の赴くところ帝国主義戦争の発生した場合には、国家はもはや自主的紛争調整を待つだけの余裕を失ってしまい、争議や団体交渉について国家権力による積極的介入をはかるようになる。しかしその場合にもこの類型に属するところでは、自主的交渉がすべての面で血肉となっているから、たとえ非常権限を発動したとしても、直ちに労働法の労務統制立法への転換は不可能であり、結局、国家は自主的規範の原則の上に立って組織とくに組織のリーダーを掌握することに努力を集中する。イギリスは第一次大戦当時より今次大戦において遥かによくこれに成功を収めたが、このようなテクニックはこの国に限らず他の多くの国でも採択したところである。ところで、イギリスの場合は戦争態勢の解除後も、経済再建という「緊急状態」の下に戦後数年に亘ってこの状態を維持するに成功したことは特筆に価する。しかしこの国は戦時、戦後を通じての長い国家権力介入時代の後にも自主的調整主義への回復の弾力性をもつことを示した。

(四) 右の類型と逆にファシズムに転落した諸国においては、争議の調整という場合に常に大義名分として強調される「公共性」というイデオローが、見事に労務統制のための精神的支柱に一役買う傾向を示している。ドイツのように労使の自主的調整の歴史をかなりの程度に経験しているところでさえ、経済体制の後進性の急速な補充という名の下に、労働組織が進展すればするほど、逆に自主的規範の真の意味が閑却され、労働の国家権力による全面的計画の下、ついには争議の絶滅がうたわれるようになったのである。もちろん一国の社会体制がファシズムへ移行する場合の契機は、単に労働組織や罷業権の制限だけにこれを求めることは正当とはいえないし、組織のあり方とファシズム化とは裏腹の関係に立つものであるが、少くともファシズムの全面的支配のためには、「公共」の

名の下に労働階級の抵抗組織としての力を骨抜きにすることが必須条件であったことは否定できない。そしてこの苦い経験にもとづき、第二次大戦以後にあってはこれらの諸国は、その労働組織、なかんづく争議についての国家的規制においてきわだって慎重であり、労使関係の放任よりむしろ積極的保護政策を通じて紛争の緩和をはかり、もって強制仲裁という権力の発動の機会を少くしようとする方向に転じたようである。

ファシズム化に傾斜しなかった諸国においても労使関係の自由放任と自主調整に期待しえないところでは、組織や団交についての法による体系的保護を規定すると同時に、他面で強制的な冷却期間を設け、争議の判定を世論に訴えるという方向を辿っている。けれどもこうした制度が果して労働争議の根本的解決に役立っているかという疑問の前に、人は直ちに現在進行中のアメリカの鉄鋼・港湾ストとタ・ハ法発動を思い起すであろう。

以上争議の調整制度に関する制度を類型化してみたが、わが国の戦前戦後を通じての制度の沿革は厳密にいえば、どの類型にも属しない特殊の型とみることができる。そしてこの特性はまさにわが国の労働争議とその前提条件である労使関係の特殊性にもとづくものであり、またその中に、戦後のわが国労調法の採用した現行調整制度の運用上の問題点が存するといえる。本論では戦前における調整制度の沿革を辿ることによってその特殊性を究明しようと思う。

（註）　わが国でも労働者側から争議仲裁法の制定を要求した例はかなり早く見出される。大正八年の第一回メーデーや九年の友愛公関西同盟大会の「争議仲裁法の確立」要求がそれである。仲裁法がどのような内容のものであったかは明かにしえないが罷業権を確立を前提としていたことは確かである。この時期以後には労働者側から要求した事例は少ない。

第二章　労働争議の禁圧と調停

――労働争議調停法の成立前史――

一、序　説

わが国における労働運動に対する法的規制の歴史において大正一五年に制定された労働争議調停法（法律五七号大正一五年七月一日実施）のもつ意義はいろいろの意味においてきわめて大きい。しかしそれは争議調停制度としての同法のもつ役割りというよりはむしろ同法を制定させた社会的背景の変転という点においてそうなのである。すなわち、同法の成立と同時に第五一議会を通過した治安警察法第十七条の削除は、明治三十三年の同法制定以来の警察力による露骨な罷業禁圧による罷業権の事実上の剝奪を排することによって、労働争議の調停制度の前提たるべき労使の対等をたとえ形式的にせよ確立したのであり、その上に立って争議の近代的調整制度の基礎が築かれたからである。もちろん、制定をみた争議調停法は前年の治維法と並ぶ悪法の一つとして労働階級の強硬な反対をおしきって、護憲三派内閣が通過させたものであり、立法者の意図は罷業権の確立と擁護にあるのではなく、争議悪化による思想的影響を顧慮した点にあることは、治警察法十七条の趣旨をいわゆる公益事業について継承したことや、同時に暴力行為等取締ニ関スル法律を制定したことに照して明らかであるが、こうした立法の動きの背景の中に、すでに弾圧一本の絶対的権力政策から次第に労使関係の安定政策への転換を見ることができるのであり、その意味で争議調停法の成立は一の時代的画期を示すものということができよう。しかし同法の制定は、決して立法上スムースに進んだも

のでなく、その長い前史は、常に調停法と抱き合わせに問題にされながら遂に戦前に陽の目を見ることのなかった労働組合法問題とともに、まさに資本制確立期のわが国の社会的特質を反映しているのである。以下にはこの過程を主として争議の調整についての考え方の成熟という視角から究明してみよう。(註)

(註) 労働組合法問題と争議調停法問題とはほんらい対象の異なる別個の問題であるが、資本制・民主国家においては組合法が多かれ少かれ組合の行動に対する国家の規制という面を含んでいるところから、立法上関連して論じられることが多い。わが国戦前における立法者の取扱い方はまさにその典型であった。飴と笞の政策はこゝにも貫徹している。官僚や既成政党の立法論においては、争議調停の問題は常に組合法問題の蔭にかくされていた。政府が組合法案を議会に上程する場合はそこに、組合法案に頑強に反対する使用者側に対する顧慮の意味が含まれていたにせよ、常に影の形に添うように調停法案を抱き合わせたのである(五一・五九議会)。組合法問題については調停法と違って労働者側にも賛否の両論があったゝめに、議論もハデに展開され、山中教授の日本労働組合法論はじめ文献や資料が多いが、調停法については文献も少ない。本稿では、組合法問題は調停法に直接関連する限りで扱うにとどめる。

二、労働争議と治安警察法十七条の適用

明治三十三年に制定をみた治安警察法(法律第三十六号)が社会・労働運動を直接取締るための立法であったことはいうまでもないが、集会結社の自由に対する制限立法としての系譜をたどれば、はるか明治十三年の集会条例(太政官布告第十二号)にまで遡ることができる。しかし明治初期におけるこれら一群の立法のねらいはむしろ明治藩閥政権による反対政党の政治活動の封鎖にあったのであり、直接社会運動に対するものではなく、まして労働争議に適用するねらいでもなかった。明治政権の安定につれてかかる政治活動への警察取締りの必要が減ずるに従い、これらの政治的立法も次第に緩和した規定に代えられていったが、その間に、日本の資本主義は日清戦争を経過していよいよ資本制社会と

しての体制を固め、かつその必然的な反映として社会運動や労働運動を展開させるまでに成長していたのである。そして治安警察法はほんらい社会運動取締法とは若干機能を異にする集合及政社法の改正法案という形をとったために、朝野の注目をほとんど引かないままに第十四帝国議会を通過してしまったが、その目的はまさに風雲をはらんだ無産運動の開花にさきがけ、これを芽のうちにつみとろうとするところにあった。特に労働運動に関する第十七条は

左ノ各号ノ目的ヲ以テ他人ニ対シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ第二号ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス

一　労務ノ条件又ハ報酬ニ関シ協同ノ行動ヲ為スヘキ団結ニ加入セシメ又ハ其ノ加入ヲ妨クルコト

二　同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ為使用者ヲシテ労務者ヲ解雇セシメ若ハ労務ニ従事スルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ労務者ヲシテ労務ヲ停廃セシメ若ハ労務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絶セシムルコト

三　労務ノ条件又ハ報酬ニ関シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト（以下略）

とし、この違反に対して「一月以上六月以下ノ重禁錮ニ処シ三円以上三十円以下ノ罰金ヲ附加（同三十条）」した。

すなわち第十七条は一、団結行動への勧誘（一号）、二、争議行為（二号）、三、団体交渉（三号）に際しての暴行、脅迫、名誉毀損（公然誹毀）と争議に際しての他人の誘惑、煽動を禁止したものである。本法がストライキを全面的に禁止する趣旨でなかったことは、その制定当時の議会の審議録[1]からも窺い知ることができるが、現実に労働争議の禁圧にどれほど与って力があったかということは、内務省警保局の以下の統計のよく表明するところである。

第一表によれば、大正三年から十年にいたる八年間に労働争議に関する犯罪容疑で検挙された者は総計二八二件人員にして三、八四五人に上る。罪名別に見ると右のうち人員数こそ騒擾罪が最も多いが、件数にしてみると治警

法十七条違反が圧倒的に多くそれぞれ他の法令違反と併合の場合を加えても変りがない。騒擾罪関係は大正七年と同十年に突発的に多くなっているが、これは主として、それぞれ米騒動（米騒動に附随して発生したストライキ）と神戸三菱・川崎両造船所ストに関連するものである。つまり右の統計から労働争議に対する適用法規としては治警法十七条が主要な役割を占めていたことが明瞭である。労働争議中ストライキに至ったものの数[2]が大正八年四九七件（参加人員六三、一三七名）、同九年二八二件（三六、三七一）、同十年二四六件（五八、二二五名）、という事実と対応させてみると、当時の争議の一挺的性格を考慮に入れてもなお同法が労働争議に対して如何に暴威をふるったかが明らかになるであろう。

第一表

自大正三年
至大正十年　労働争議ニ関スル犯罪検挙調

年次	騒擾罪 件数	騒擾罪 人員	同罪ト他ノ法令併合 件数	同罪ト他ノ法令併合 人員	治警法第十七条違犯 件数	治警法第十七条違犯 人員	同上ト他ノ法令合併 件数	同上ト他ノ法令合併 人員	騒擾罪ト治警法第十七条ト併合 件数	騒擾罪ト治警法第十七条ト併合 人員	其他ノ法令適用 件数	其他ノ法令適用 人員	計 件数	計 人員
大正三年					五	一八						一	六	三二
大正四年					一	六四					一		六	六五
大正五年					一	三一	一	九					一	五九
大正六年					二	三六	一	二八			二	八	二	七四
大正七年	一	二八	六	五七	二	一七	三	一七	一	三四	一	一二	六	九六
大正八年	五	一二五	八	一九六	一	一〇七	二	一二			五	九六	三七	五三
大正九年	二	一七九	二	七〇三	二	一八五					二	一一	八	三七八
大正十年	五	三二三	八	一六二	二	五八	三	二〇			六	一五	一	六三六
計	三八	一、五六五	二五	八六二	一七	一一二	一〇	一九九	一	三四	九一	四一四	二八二	三、八四五

第二表

自大正三年至大正十年　治安警察法違犯者処分調

年次＼種別	誘惑		煽動		暴行		脅迫		誘惑、煽動暴行、強迫	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
大正三年	一	七	三	八						
大正四年	三	九			二	五五				
大正五年	七	一一	二	一四						
大正六年	二	二	一〇	五七			二	二三	二	九
大正七年			一四	八七	三	一二				
大正八年	一	一	七	五七	六	四二	一	四		
大正九年	一	一	一〇	一三〇	七	三四	四	二〇		
大正十年			四	一一	三	八	二	三一	一	三
計	一五	三一	五〇	三六四	二一	一五一	一〇	七九	四	一三

年次＼種別	誘惑		煽動		暴行		脅迫		誘惑、煽動暴行、強迫	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
大正三年	一	七	三	八						
大正四年	三	九			二	五五				
大正五年	七	一一	二	一四						
大正六年	二	二	一〇	五七			二	二三	二	九
大正七年			一四	八七	三	一二				
大正八年	一	一	七	五七	六	四二	一	四		
大正九年	一	一	一〇	一三〇	七	三四	四	二〇		
大正十年			四	一一	三	八	二	三一	一	三
計	一五	三一	五〇	三六四	二一	一五一	一〇	七九	四	一三

	小計（第十七条）		誘惑又ハ煽動ト他罪ノ併合		暴行又ハ脅迫ト他罪併合		通計（第十七条）		第四条		第九条		第十六条		総計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
	五	一八	—	—	—	—	五	一八	—	—	—	—	—	—	五	一八
	五	六四	—	—	—	—	五	六四	—	—	—	—	—	—	五	六四
	一	三一	—	—	一	九	一	四〇	—	—	—	—	—	—	一	四〇
	二	一三六	一	二	—	—	二	一三八	—	—	—	—	—	—	二	一三八
	二	一七二	二	一三九	二	四五	三	三五六	一	四	—	—	—	—	三	三六一
	一	一〇七	二	一二	—	—	一	一一九	—	—	—	—	—	—	一	一一九
	二	一八五	—	—	—	—	二	一八五	—	—	—	—	—	—	二	一八五
	一	五八	二	一七	一	九	一	八四	一	四	一	八二	一	八	二	一七八
	一	七七一	七	一七〇	四	六三	一	一、〇〇四	二	八	一	八二	一	八	一	一、一〇二

備考

一、大正十年分第四条違犯一件四人ハ刑法第二百六十条ノ罪ヲ併セ犯シタルモノ

一、大正十年第九条違犯十三件八十二人中貳件六十二人ハ騒擾罪ヲ併シ犯シタルモノ

第三表

自大正三年
至大正十年

治安警察法第十七条違犯者処分結果調

年次＼結果	検挙 件数	検挙 人員	有罪	無罪又ハ免訴	起訴猶予	中止	起訴不	訴警	察訓戒	未決
大正三年	五	一八	五	一	一二					△
大正四年	五	六四	八	三二	二四					△
大正五年	一二	四〇	一八六	一〇	一四					△
大正六年	二二	一三八	二〇	一一一	一九七					△
大正七年	三〇	三五六	一五一	四四八	一二九					△
大正八年	一八	一一九	一一	二	七四					△
大正九年	二二	一八五	二九九	四	三八					△
大正十年	一四	八四	一九	一	四一一					△
計	一二八	一、〇〇四	一九〇〇	九六八	五一五〇					△

備考

一、表中△印ハ治警第十七条ト他ノ法令トヲ併セ犯シタルモノヲ門書ス

治警法十七条違反のケースを具体的な罪名別に見ると第二表の如くである。一見して明らかなことは暴行、脅迫等有形的な力の行使が明瞭なものよりむしろ誘惑、煽動等、認定によりどのようにも解釈(3)できる抽象的規定の適用を受ける場合が遥かに多いことである。のちに見るように同条の廃止論がこの点に集中されたのはけだし当然の成行であった。

以上は違反容疑による警察検挙の統計であり、真実に法律に違反したものの実態ではない。それが起訴を受け、さらに裁判所によって有罪の判決を受けたかどうかは第三表の明らかにする通りである。十七条と他の法令との併合ケースを合しても検挙総人員一、〇〇四名に対し有罪と決定した者一九七名、そのうち大正七年の例外を除くとその開きの余りにも大きいのに驚くのである。ところで労働争議にあっては検挙そのものが争議の帰趨に決定的影響を及ぼすことは改めていうまでもなく、結果としての無罪否、起訴猶予でさえ覆水を盆に返すことができないのである。

以下には大正三年から同十年まで犯罪容疑で検挙された事件の内容を警保局の資料から引用することによって警察の労働争議干渉、弾圧の記録証明としよう。

労働争議ニ干スル犯罪検挙調（大正三年）

庁府県名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員争議日数	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
北海道	石狩国夕張郡清水沢鉄道工事	監督者ニ対スル反抗	三二人 一日	八月十七日	放火未遂 傷害（刑法）	一四	懲役 一二人 起訴中止 二人

労働争議ニ干スル犯罪検挙調（大正四年）

府県名	争議発生ノ工場名	争議ノ原因	参加人員	検挙年月日	罪名	検挙人名	処分結果
警視庁	紙漉工場（野村清十郎）	賃銀減額反対	五六一八日	一月四日	治安警察法第十七条（煽動）	三	懲役四カ月（三年間執行猶予）不起訴 一人 証拠不充分 一人
同	東京モスリン株式会社	待遇改善要求	一三九六日	六月二十日	同上	三	懲役三ケ月（三年間執行猶予）一人 不起訴 二人
同	東京モスリン紡績株式会社	労銀減額反対	一、五四〇三日	七月十七日	同上（誘惑煽動）	三	懲役三ケ月（三年間刑執行猶予）一人 不起訴 二人
大阪	毛斯倫紡績株式会社	監督者ニ対スル反抗	二三一日	十月六日	同上（煽動）	二	懲役三カ月（三年間刑ノ執行猶予）一人 懲役二カ月（二カ年間刑ノ執行猶予）一人
和歌山	東牟婁郡七川村村瀬製板所	賃銀値上要求	二二六日	七月十九日	同上（誘惑）	七	不起訴 七人
福岡	浮羽郡椿子村酒造工場	待遇改善要求	二二日	二月十四日	警察犯処罰令第二条第五号	一	処罰
同	遠賀郡中鶴炭坑	賃銀値上要求	一五日	一月八日	同上（誘惑）	四	不起訴
香川	綾歌郡林田村総社塩田	災害復旧費ノ交付要求	一五一日	十二月十五日	同上（暴行）	一五	警察署ニ於テ訓戒処分ニ処ス
和歌山	伊都郡伊賀二郡密柑箱製造同業組合	賃銀増額要求	三五四日	十月十六日	同上（誘惑）	五	起訴猶予 五人
福嶋	東白川郡棚倉電気株式会社化学工場	賃銀増額要求監督者ニ対スル反抗待遇改善要求	四〇四日	七月十九日	治安警察法第十七条（暴行）	四〇	懲役一月十五日 二人 同上二ケ年刑ノ執行猶予 六人 無罪 三二人

労働争議ニ干スル犯罪検挙調（大正五年）

庁府県名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員	争議日数	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
北海道	北海道炭坑汽船株式会社夕張炭山	監督者ニ対スル反抗	一一〇	一一日	七月二十三日	治安警察法第十七条（煽動）	一〇	不起訴一〇人
大阪	泉州紡績用品株式会社	賃銀値上要求	一四	三日	五月十一日	同脅迫上（労務停廃）	一	起訴猶予
神奈川	横浜船渠株式会社	監督者ノ選任及賃銀増額要求	二二〇	三日	九月二日	同誘惑上（煽動）	五	懲役二ケ月一人無罪四人
岡山	神島亜鉛製煉工場	賃銀増額要求	四五〇	二日	三月二十日	同暴行、迫脅上（煽動、公務執行妨害）	九	懲役八人無罪一人
愛媛	市川鉱山	賃銀値上要求	一七〇	三日	七月二十六日	同上（煽動）	四	無罪四人
福岡	遠賀郡佐藤炭坑	同	三	一日	三月二十九日	治安警察法第十七条（煽動）	一	有罪
同	同岩瀬炭坑郡	同	二	一日	四月四日	同	一	不起訴
福岡	遠賀郡中鶴炭坑	賃銀値上要求	五	一日	五月八日	同	二	同
同	大牟田市三井亜鉛製煉工場	同	一七八	三日	六月二十日	同	四	有罪

労働争議ニ干スル犯罪検挙調（大正六年）

庁府県名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員	争議日数	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
同	大牟田市三井製作所	同	一〇〇	一日	六月二十一日	同	一	懲役二ケ月
同	遠賀郡岩瀬炭坑	同	二	一日	九月一日	同	一	無罪
同	同	同	二	一日	十二月八日	治安警察法第十七条（誘惑）	一	有罪
鹿児島	松原銅山	待遇改善要求	一九	七日	十二月—	騒擾傷害建造物損壊恐喝取材	一九	懲役一年同四ケ月無罪 起訴猶予 一人 一人 六人 十一人
同	日本製鋼所室蘭工業所	賃銀増額要求	一、八五九	八日	三月—	治安警察法第十七条（誘惑煽動）	二二	起訴猶予
同	高田商舎広尾鉱山	同	一二七	一日	五月七日	同上（煽動）	五	懲役 起訴中止 二人 三人
同	電気化学工業株式会社苫小牧工場	同	二四	一日	七月三十日	同上	二	不起訴
同	北海道釧路港発動機船乗組員	同	三二	一日	五月廿五日	同上	五	同

警視庁	三田土ゴム製造合名会社	賃銀増額及待遇改善要求	三〇〇四日	二月七日	同上（労務停廃）	二	懲役三ケ月同二ケ月何レモ三ケ月間刑ノ執行猶予 一人
同	東京製鋼株式会社深川工場	同	一〇五六日	三月十日	同上（誘惑煽動）	六	不起訴懲役二ケ月三ケ年間刑ノ執行猶予 三人
神奈川	株式会社浅野造船所	白鹿丸進水式慰労金配当問題ノ為	八〇〇二日	自十一月十五日至同廿八日	騒擾罪	二八	懲役六ケ月罰金廿円 二人無罪 十四人不起訴 五人
長崎	三菱長崎造船場立神工場	待遇改善要求	四〇〇四日	六月廿一日	傷害罪治安警察法第十七条（煽動）	二	懲役三ケ月刑ノ執行猶予 一人無罪 一人
新潟	佐渡鉱山	監督者ニ対スル反抗	一三日	六月十八日	爆発物取扱罰則第一条	三	懲役十五年 二人懲役十二年 一人
群馬	碓氷社	賃銀増額要求	八五三日	九月十四日	治安警察法第十七条（煽動）	五	起訴猶予
長野	上高井郡山一製絲所	工場監督者五名ニテ職工タルエ女ヲ監禁セルニ因ル	被告五被害一日	六月二十七日	監禁罪	五	懲役三ケ月 二人不起訴 三人
岡山	神島亜鉛製錬工場	増歩支給廃止反対	六八一日	二月十七日	治安警察法第十七条（煽動）	九	何レモ不起訴
広島	岩崎船渠造船所	時間短縮賃銀値上要求	三五一日	三月廿四日	同上（暴行煽動）	四	起訴猶予
同	大阪鉄工所嶋田工場	待遇改善要求	五、〇〇〇三日	七月廿三日及同月廿七日	同上	五	懲役三ケ月同二ケ月同一ケ月 一人 三人 一人

庁府県名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
山口	佐波郡中関村大字田島字大浜塩田	手当増額要求	二三〇二日	五月十六日	同（煽動）上	九	起訴猶予
福岡	海老津炭坑	賃銀値上要求	二一日	三月二日	同（誘惑）上	一	不起訴
同	大辻炭坑	同	二一日	同	同上	一	同
福岡	企救郡大里町日本金属株式会社大里製錬所	賃銀値上要求	一八二日	五月二日	同（煽動）上	四	有罪
同	遠賀郡戸畑町新川船大工組合	同	一二二日	六月十九日	同上	五	起訴猶予 二人 三人 有罪
同	同町旭硝子牧山工場	時間短縮要求	一〇二日	七月三日	同上	八	不起訴
同	甲良郡福岡炭坑本	賃銀値上要求	二一二日	八月十日	同（脅迫）上	二一	起訴猶予
同	粕谷郡大谷炭坑	同	八一日	八月廿八日	同（煽動）上	五	不起訴
同	門司市里浦大海造船所	同	二〇二日	三月四日	同（煽動誘惑）上	一三	同
同	遠賀郡頃来炭坑	同	六二日	九月廿七日	同上	一	有罪
同	甲良郡西新町皿山陶器工場	同	二四五日	十一月廿八日	同上	三	起訴猶予

労働争議ニ干スル犯罪検挙調（大正七年）

庁府県名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員	争議日数	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
北海道	奥尻鉱山株式会社 奥尻硫黄礦	監督者ニ対スル反抗	一〇	二日	二月一日	治安警察法第十七条（煽動）	一〇	有罪六人 起訴猶予四人
同	田中鉱業汽船株式会社 沼貝炭坑	賃銀増額要求	二七一	二日	九月六日	騒擾建築物損壊、強盗詐欺、横領及治安警察法第十七条（脅迫）	三四	全部有罪（懲役）
同	小樽港淀泊汽船海運丸乗組員	同	一三	二日	二月十日	船員法第七十二条違反	一三	不起訴
同	同港淀泊吉辰丸乗組員	同	一七	二日	四月一日	同上	一七	同
警視庁	三協印刷株式会社	同	二五	一日	八月三日	傷害並ニ業務妨害	三	同
同	日本電気株式会社	同	五〇〇	三日	九月廿五日	治安警察法第十七条（煽動傷害）	一二	同
京都	京都金箔職工団	同	一一〇	三日	七月十九日	同上（暴行）	二	同
同	日本機械製工株式会社	同	五六	一日	八月廿三日	同上（煽動）	一	罪トナラス

庁府県名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員	争議日数	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
大阪	洋傘製造業者阪仁三郎外三十名ニ対スル自宅請負職工	同	四〇	八日	一月十一日	同上（暴行）	五	懲役二ケ月（刑ノ執行猶予）三人 無罪 二人
神奈川	日本人造絹絲株式会社	賃銀値上ノ要求ヲ拒絶セラレ同時ニ解雇セラレタルニヨル	一二九	一日	八月廿二日	同上（煽動）及傷害罪	一二九	懲役二ケ月 四人 同一ケ月 三人 其他何レモ不起訴
兵庫	帝国汽船株式会社播磨造船所	待遇改善要求	一六	七日	四月廿日	騒擾罪	一六	懲役八ケ月 四人 同六ケ月 一人 禁固六ケ月 六人 罪金｜円 三人 不起訴 二人
同	三菱造船株式会社神戸造船所	賃銀歩増制度ニ不平ヲ唱ヘ	六、七五七	一日	十月三日	同	二九	懲役二年 六ケ月 〃 十ケ月 二人 罰金五十円 一人 〃 三十円 三人 不起訴 十人
同	三菱合資会社生野礦山	賃銀増額要求	六〇	一日	九月一日	治安警察法第四条違反	四	所在不明ノ為起訴中止
同	兵庫電気鉄道株式会社	同	三〇	一日	十二月廿日	同法第十七条（煽動）	一三	不起訴
同	内田汽船株式会社汽船大武丸乗務員	同	二〇	一六一日	六月九日	船員法違反	一〇	不起訴
長崎	松浦炭坑	同	五〇	三日	十一月三日	毀棄傷害、住居侵入、治安警察法第十七条（脅迫）	一一	懲役一年 二人 同十ケ月 二人 不起訴 七人

奈良	大日本紡績株式会社高田工場	監督者ニ対スル反抗	五一八 一日	十月一日	治安警察法第十七条（脅迫誘惑煽動）	一	懲役三ケ月 一人
愛知	柴田鉄工所	賃銀増額要求	二〇 一日	七月十八日	傷害及邸宅侵入	六	罰金七十円 二人 〃三十円 三人 起訴猶予 一人
同	愛知新聞社配達部内	賃銀増額要求	七 一日	九月二日	治安警察法第十七条（煽動）	一	起訴猶予
静岡	天竜川通船営業水夫業者	運賃値上要求	一〇 一日	九月十三日	業務妨害脅迫罪	九	罰金廿五円 二人 〃廿円 六人 不起訴 一人
同	古河鉱業株式会社久根鉱山戸倉出張所	賃銀増額要求	八〇 二日	八月廿八日	騒擾罪傷害罪脅迫罪	二二	懲役四月一人、同三月一人、同五月一人、同六月三人、同三月罰金廿円一人、同五月罰金四十円六人、無罪二人、免訴二人、不起訴二人
長野	久原鉱業株式会社青木事務所	全員借用ヲ申込ミタルモ資本主側之ヲ拒絶セルニヨル	一三 一日	十二月十六日	騒擾罪	一三	懲役四月 四人 罰金卅円 三人 不起訴 六人
岐阜	日本毛絲紡績株式会社	賃銀値上監督者ニ対スル反抗	一五 一日	二月十六日	暴行、脅迫	三	懲役一ケ月（刑執行猶予） 二人 免訴 一人
同	多知見町豊岡町ニ於ケル陶器製造人対陶器荷造人	賃銀値上要求	一五〇 五四日	五月一日	業務妨害	二七	何レモ懲役二ケ月（五年間刑ノ執行猶予）
鳥取	山陰線後藤駅前Ⓐ運送店	同	一二 三日	六月十三日	治安警察法第十七条（暴行）	五	起訴猶予

県庁名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
岡山	吉岡鉱山	賃銀増額待遇改善要求	三五〇一日	八月十七日	騒擾罪	一九	懲役七人不起訴十二人
広島	宮島耐火煉瓦株式会社	賃銀増額要求	三九三日	八月二十日	治安警察法第十七条（煽動）	四	起訴猶予
山口	日本金属株式会社徳山製煉所	賃銀及手当増額要求	七〇三日	九月六日	同上	五	不起訴
福岡	三井鳴生炭坑	賃銀増額要求	四四三二日	四月十九日	同上（誘惑煽動）	二	有罪
同	中鶴炭坑	同	二一〇二日	五月三十日	同上	二六	召免 罪訴 九人一七人
同	山口製材所	同	六五四日	七月二十四日	同上	七	不起訴
同	遠賀郡戸畑町	米穀売惜ミノ為	七〇二日	八月十六日	騒擾罪	三一	有罪 二九人無罪二人
同	遠賀郡小巻村三好炭坑	物価引下及待遇改善	六〇一日	八月十八日	治安警察法第十七条（誘惑煽動）	三	有罪
同	田川郡添田町峯地炭坑	待遇改善要求	三、八六〇二日	自八月二十日至八月二十二日	騒擾罪	二〇〇	有罪 一一〇人 免訴 一五人 不起訴 七五人
同	田川郡金田町金田炭坑	同	五三〇二日	八月二十三日	同上	二七	有罪

同	鞍手郡管牟田炭坑	賃銀値上要求	四三〇二日	同	同上	三七	有罪 二二人 不起訴 七人 免罪 三人
同	嘉穂郡二瀬村高尾炭坑	物価廉売要求	一三一日	同	同上	一三	有罪 九人 無罪 四人
同	鞍手郡桐野第一坑	賃銀値上要求	二一日	同	警察犯処罰令第二条第五号	二	有罪
同	同管牟田炭坑郡	同	一一日	同	同上	一	有罪
同	同三井本洞炭坑郡	同	一一日	同	同上	一	有罪
同	同管牟田炭坑郡	同	二〇二日	八月廿四日	騒擾罪	五	有罪 二人 不起訴 三人
同	嘉穂郡三菱鯰田第一坑	待遇改善要求	一二〇一日	同	治安警察法第十七条（煽動誘惑）	一三	有罪 三人 無罪 一〇人
同	田川郡方城炭坑	同	一二五二日	八月廿五日	強盗	四	有罪 三人 免訴 一人
同	遠賀郡佐藤炭坑	賃銀値上要求	六〇一日	八月廿八日	治安警察法第十七条（煽動）	八	不起訴
同	嘉穂郡潤野炭坑	物品廉売賃銀値上要求	一、九〇〇二日	同	騒擾罪	一三八	有罪 八人 無罪 六人 不起訴 二四人 二八人
同	同中央炭坑郡	同	一〇〇二日	同	同上	一三	有罪 七人 免訴 六人
同	同古河目尾炭坑郡	同	七四一日	八月廿一日	治安警察法第十七条（誘惑煽動）	九	有罪 二人 無罪 七人

庁府県名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員	争議日数	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
同	同郡飯塚町上三猪炭坑	同	九一〇	一日	九月一日	治安警察法第十七条（誘惑煽動）爆発物取締罰則違反	一〇	有罪六人 無罪四人
同	同郡庄内村赤坂炭坑	同	三八〇	一日	同	治安警察法第十七条（誘惑煽動）	九	有罪五人 無罪四人
同	三猪郡大川村深川造船所	同	三	一日	九月七日	警察犯処罰令第二条第五号	一	有罪
同	粕屋郡海軍採炭所	同	三、二八〇	二日	九月二日	騒擾罪	二九七	有罪一六六人 不起訴一三一人
同	鞍手郡新目尾炭坑	賃銀値上要求	三五〇	二日	九月二日	治安警察法第十七条（煽動）	四	有罪
同	同	同	二五〇	二日	九月四日	同上	一	有罪
同	同郡第二目尾炭坑	同	一八〇	二日	九月五日	騒擾罪及脅迫	一一	有罪八人 免訴三人
同	同郡中里鉱業所	同	三〇	一日	九月六日	治安警察法第十七条（煽動）	二	有罪
同	田川郡中島炭坑	同	五四〇	二日	八月廿三日	同上	四	有罪
同	粕屋郡亀山炭坑	同	一、四六〇	一日	九月六日	騒擾罪	二四	有罪二〇人 無罪二人 免訴二人

同	大牟田郡三井鉱業所建築部	同	一九九一日	九月八日	治安警察法第十七条（煽動）	七	不起訴
同	嘉穂郡明治第二坑	同	三五四一日	九月十七日	同上	一五	有罪 一三人 無罪 二人
佐賀	岩屋鉱業所	賃銀増額待遇改善要求	八〇〇四日	自八月卅一日至九月廿日	騒擾罪 傷害罪	一一〇	懲役 七三人 罰金 二二人 起訴猶予 一一人 不起訴 四人
同	相知炭坑	同	二〇〇三日	自八月卅一日至九月廿三日	騒擾罪 放火罪	一〇九	懲役 四一人 罰金 一八人 起訴猶予 三一人 不起訴 一九人
同	杵島炭坑	同並ニ監督者ニ対スル反抗	五、三〇〇三日	自八月卅一日至十月六日	騒擾罪 放火電信法（違反ヲ含ム）	一六八	懲役 七九人 罰金 一七人 免訴 二四人 起訴猶予 六六人 不起訴
熊本	九州製紙株式会社	賃銀増額要求	一三二日	三月一日	治安警察法第十七条（誘惑、煽動）	三	不起訴
同	日本窯業肥料株式会社鏡工場	同	一、七六五四日	九月二日	騒擾罪	四八	懲役 三二人 罰金 六人 免訴 一〇人
同	三井鉱山株式会社三池鉱業所万田炭坑	監督者ニ対スル反抗	一、〇〇〇一日	九月五日	同並ニ放火傷害併発	一五四	懲役 七九人 罰金 六六人 免訴 四人 罪 無 五人
沖縄	那覇港碇泊中ノ汽船檜丸ノ乗組員	船長ニ対シ手当給与ヲ要求シ応セザレバ罷業スベシト恐喝セシモノ	二四二日	三月卅一日	恐喝罪	二四	何レモ無罪

労働争議ニ干スル犯罪検挙調（大正八年）

庁府県名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員争議日数	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
警視庁	緑々商会機械工場	監督者ニ対スル反抗	一〇〇二日	三月三十日	恐喝取財罪	一四	罰金三十円四人 不起訴一人 無罪九人
同	精工社時計製造株式会社 柳島工場	時間短縮及賃金値上要求	六一一日	六月二日	業務妨害及治安警察法第十七条（煽動）	八	懲役二ケ月一人 不起訴六人 審理中一人（控訴ニヨリ）
同	日本鑛鉱所東京工場	賃銀増額要求	一八〇一一日	八月十九日	治安警察法第十七条（煽動）	一	無罪
同	同	同上及同盟罷業応援	四五〇一〇日	八月二十日	同上	二	懲役二ケ月（目下控訴中）
同	東京砲兵工廠十条銃砲製造所	賃銀値上要求	四、三〇〇四日	八月二十九日	治安警察法第十七条二	七	不起訴
同	東京砲兵工廠板橋火薬製造所	争議ノ内容ヲ工廠ヘ内通ノ疑アリタリトテ欧打傷害ス	六四〇五日	九月二日	傷害罪	四	未決（憲兵ニ於テ検挙）
同	東京砲兵工廠	賃銀値上要求	一、五〇〇九日	自九月二日至九月二十日	治安警察法第十七条	一四	審理中
同	東京築地活版製造所	時間短縮賃銀値上要求	五六三八日	十一月八日	同上（暴行）	七	未確定
同	宮本印刷所	八時間制要求	五二一五日	十一月十日	同上（暴行、傷害）	二	未確定

同	三秀舎印刷所	八時間制及増給ノ件要求	二一四 一七日	同	同（誘惑）上	一	未確定
同	同	待遇改善要求	二一四 一二日	十二月十日	同（暴行）上	六	不起訴
京都	井川メリヤス製造工場	賃銀増額要求	三二 一日	八月三十日	同上（誘惑）業務妨害	四	不起訴
大阪	成川莫大小工場	賃銀値上要求	一二 一日	七月四日	同上（欧打暴行）	一	起訴猶予
神奈川	丸川運送店	同	二六 三日	七月六日	同上（暴行）	五	罰金二十円 五人
兵庫	神戸内田汽船株式会社大武丸	同	二〇 一六〇日	六月九日	船員法違反	一〇	検事局ヘ送致後 未定
長崎	松島炭坑	納屋頭ニ対スル待遇改善要求	一二 一日	四月十三日	毀棄、傷害	一二	各起訴猶予
同	同	同	三四 一日	五月二日	騒擾	三四	懲役八ケ月 十三人 不起訴 廿一人
同	同上	同上	四三 一日	五月四日	同上	四三	懲役二ケ月 二人 同一年六月 二人 同八ケ月 四人 同 二六人 起訴猶予 五人 不起訴 二人
新潟	畑鉱山	監督者ニ対スル反抗及用度品値上反対	五〇 一日	一月八日	同上	一三	懲役一年二月 一人 同十月 三人 同七月 一人 罰金五十円 四人 同四十円 四人 右ハ目下控訴審理中

庁府県名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員	争議日数	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
茨城	大日本炭坑株式会社磯原鉱業所	賃銀減額反対並ニ待遇改善要求	六八三	一日	自三月八日至三月十六日	騒擾、建築物損壊放火、強盗	九八	懲役九五人罰金三人
栃木	上都賀郡鹿沼町加藤合資会社籐製造	賃銀値上要求	四	一日	九月七日	治安警察法第十七条（脅迫）	四	不起訴
同	足尾銅山	時間短縮及飯場制度撤廃要求	五、〇〇〇	一一日	自十一月二十八日至十二月五日	騒擾罪外数罪	一八	審理中
同	同上	同上			十二月十八日	同上	一	同上
同	同上	同			十二月十八日	騒擾罪業務妨害	一	同上
同	同上	同			十二月二十日	騒擾罪強盗罪業務妨害罪	一	同上
同	同上	同			十二月二十八日	騒擾罪強盗罪恐喝罪	一	同上
同	愛知織物株式会社千種分工場	同			十二月二十九日	同上	一	同上
愛知		賃銀増額要求			六月九日	治安警察法第十七条（暴行）	二一	起訴猶予一五人刑ノ執行猶予二三人未決二人無罪一人

静岡	土肥金山株式会社土肥鉱業所	監督者ニ対スル反抗及賃銀値上要求		五月二十六日	騒擾罪	一六	懲役八ケ月 同七ケ月 同六ケ月 罰金四十円 同三十円 起訴猶予 一人 一人 三人 三人 一人
福島	石城郡福島炭鉱株式会社	賃銀値上要求	一七 二日	四月二十七日	治安警察法第十七条（暴行、脅迫）	三	起訴猶予
同	釜石鉱山鈴子精煉所	同、外ニ大要求ヲ拒絶セラレタルニヨル	二、〇〇〇 三日	自大正八年十二月四日至大正九年四月十四日	騒擾罪 脅迫罪 恐喝罪	七 五	脅迫罪十二名、内三名服罪他ハ控訴中他ノ六十三名ハ予審中四月三十日有罪決定
山形	西山村睦合鉱山	賃銀値下反対	三〇 三日	六月六日	脅迫罪	一	懲役六ケ月（三年刑ノ執行猶予）
福岡	九州電線製造株式会社	賃銀値上要求	二二〇 一日	六月五日	治安警察法第十七条（煽動）	七	不起訴
同	小倉製紙株式会社	同	五六 三日	七月八日	同上	五	未確定
同	八幡製鉄所職工養成所	待遇改善要求	一二〇 二日	八月八日	同上	二一	不起訴
沖縄	慶良間銅山	賃銀値上賄補給金増額要求監督者ニ対スル反感	一九 一日	四月廿五日	騒擾罪	一九	懲役六ケ月 同二ケ月 二年間執行猶予 一八人 一人
同	大東島東洋製糖株式会社大東島製糖所	賃銀増額求及監督者ニ対スル反感	四〇〇 三日	十一月十八日	公務執行妨害傷害罪	五五	懲役一年六ケ月 同一年 無罪 二名 二名 五人

労働議ニ干スル犯罪検挙調（大正九年）

府県庁名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員	争議日数	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
警視庁	富士瓦斯紡績株式会社小名木川工場	待遇改善要求	二三七	二三日	三月二十日	治安警察法第十七条（煽動）	三〇	不起訴
同	東京市街自働車株式会社	賃銀増額要求	二四	二日	四月二日	同上（暴行）	三	予審中
同	株式会社芝浦製作所	同	一、八二〇	一〇日	三月二十七日	同上（煽動）	二	同
同	同上	同	同	同	同	同（暴行）	五	同
同	同上	同	同	同	三月二十八日	同	一〇	同
同	同上	同	同	同	同	同（煽動）	二	同
同	同上	同	同	同	三月二十九日	同（暴行）	八	同
同	同上	同	同	同	三月三十日	同（脅迫）	一一	同
同	同上	同	同	同	四月一日	同	六	同上
同	東京市電気局	賃銀増額要求	三、五〇〇	二日	三月二日	同上（煽動）	二〇	同上

福岡	八幡製鉄所（第一回）	賃銀増給 時間短縮 待遇改善	一、五〇〇 四日	二月五日	治安警察法第十七条（煽動）	一〇	禁錮四ケ月 二人 同三ケ月 四人 同一ケ月 四人（内一名控訴中）
同	同	同	同	同	騒擾 業務妨害	二	同 上
栃木	足尾銅山	飯場制度撤廃 時間制要求	五、〇〇〇 一一日	一月二十五日	騒擾 業務妨害 電信法違反	一	審理中 本件ハ大正八年中ニ於ケル本件ニ関連セルモノナリ
同	同	同	同	五月一日	同（煽動）	六	同 上
同	同	同	同	同	同（脅迫）	二	同 上
同	同	同	同	四月二十八日	同（暴行）	一	同 上
同	同	同	同	四月二十七日	同（煽動）	二三	同 上
同	同	同	同	同	同（誘惑）	一	同 上
同	同	同	同	四月二十六日	同（煽動）	一五	同 上
同	同	同	同	同	同（暴行）	三	同 上
同	同	同	四、五六〇 六日	四月二十五日	同	一六	同 上

庁府県名	争議発生の工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
福岡	同 骸炭工場	第一回事件ニ対スル特別増給廃止セラレタル結果	六一 一日	二月二十二日	同 上	六	懲役三ケ月 一人 同 二ケ月 一人 其ノ他ハ罪トナラズ
同	八幡製鉄所（第二回）	第一回事件ニ対スル要求貫徹ノタメ	一八、〇〇〇 七日	二月二十四日	騒擾罪	六四	所方京槌ナル者ハ証憑不十分ニテ予審免訴 其他公判審理中
警視庁	報知新聞社	一、最低賃銀額保証 一、八時間二部制 一、事業制廃止 一、工場設備改善 一、給料二期払 一、他ノ一件ヲ要求シテ容レラレザルニヨル	二六 五日	九月二十六日	器物毀棄 業務妨害	九	内四名公判中 内五名ハ取調中
同	同 上	同	同	九月二十八日	治安警察法第十七条（脅迫）	一	不起訴
福岡	日本板硝子株式会社二島工場	監督者ニ対スル反抗	二六〇 二日	十一月十五日	同（暴行）	四	同
兵庫	服部燐寸工場	前借ノ申込ミヲ為シ拒絶セラレタルヲ憤リタルニヨル	四 一日	十一月二十日	器物毀棄罪	二	同
長崎	香焼炭坑	納屋頭ガ部下ノ工夫ヲ解雇シタルニ対シ一般工夫ハ右納屋頭ノ不情ヲ鳴ラシ商人ヘ炭主ヲ解雇スベシト要求シタルニヨル	一八〇 一日	自十二月一日至十二月十日	騒擾罪	一一五	内起訴サレタルモノ七五人アルモ委細判明セズ取調中庁

労働争議ニ干スル犯罪検挙調（大正十年）

庁府県名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員	争議日数	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
北海道	北海道炭鉱汽船株式会社夕張坑	待遇改善要求	八	一日	七月十四日	治安警察法第十六条及第二十九条違反	八	禁錮一ケ月二人罰金二十円二人起訴猶予四人
東京	足立機械製作所	職首者ニ対スル同情	六〇	一四日	自一月十二日至同月廿一日	騒擾罪	五四	審理中
同	河合自転車製作所	待遇改善賞与金ノ要求	一五	二十日	一月二十四日	治安警察法第十七条（誘惑、煽動）	五	同（二月七日関係者一同検事局ニ召喚セラル）
同	株式会社園池製作所	賃銀減額反対	一三〇	三七日	三月九日	同（暴行）上	四	審理中
同	同	同	同	同	三月十二日	同（脅迫、誘惑）条	三	同
同	同	同	同	同	三月十七日	同（暴行）	二	同
同	東亜電機株式会社	同	二三九	六〇日	八月一日	同	二	同
同	日本製紙株式会社	待遇改善要求	一一八	十四日	九月二十九日	電気事業法第十八条及治安警察法第十七条（煽動）	一六	十一名八十月十一日不起訴外五名八審理中
同	汐留運送事業株式会社	労働時間延長ニヨル賃銀増額要求	二一	十七日	九月卅日	治安警察法第十七条（脅迫）	一	審理中

県庁名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
東京	石川島造船所深川分工場	賃銀増額要求	三三三二一	十月十三日	出版法違反	四	十月廿二日付記録ノミ東京区裁判所ヘ送リタル目下審理中
同	石川島造船所	同	二、九〇〇（争議中）	十月廿二日	公務執行妨害	四	内一名不起訴二名審理中
同	同	同	二、九〇〇四一日	十一月十一日	不法監禁罪治安警察法第十七条（暴行、脅迫）	九	懲役五ケ月二名同四ケ月一名同三ケ月六名
大阪	西区古川町川崎鉄工所	時間短宿及待遇改善要求	一五三四日	五月廿九日	治安警察法第九条第二項	一	禁錮一ケ月
同	藤永田造船所本分工所	団体交渉権其他要求	三〇七七二七日	六月八日	治安警察法第九条第二項	二	審理中七月十六日保釈
同	同	同	同	六月十一日	同	一	同
同	同	同	同	六月十二日	同	五	同
同	同	同	同	六月九日	刑法第二〇四条（傷害罪）	一	懲役四ケ月
同	同	同	同	六月十八日	刑法第百六条第一項（騒擾罪）	三	審理中
同	同	同	同	同	同第二項（同罪）	二一	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	神戸川崎造船所	兵庫	神戸製鋼所	北区西野田大開町西成製紙株式会社	同	大阪府西成郡伝法町東洋紡績西成工場	大阪府西成郡千舟村大字浦島株式会社伊藤製鋼所	油谷工作所	同	同	同
同	工場委員制度ノ設立、労働組合ノ自由、待遇改善要求加入	怠慢ニヨリ解雇セラレタルニ其工場伍長ノ宅ニ至リ脅迫シタルニヨル	組合交渉権其他待遇改善	賃銀二割増額要求	団体交渉権他四件要求	職長排斥	同	同	同	同	同
同	七〇〇二九日	一一日	一五四一二日	同	五三〇七日	一九五三二日	九〇二日	六月八日	六月九日	警察犯処罰令第二条第十五号	三
同月十日	七月八日	一月廿四日	九月十日	同	八月十五日	七月二十日	六月八日	刑法第二〇四条同第二六〇条（傷害及建造物損壊）	拘留七日満了後放還		
同	傷害	脅迫	刑法第二〇四条（傷害罪）	刑法第二六〇条	治安警察法第四条並ニ刑法第二百六十条	警察犯処罰令第一条第四号	懲役四ケ月（控訴）一名不起訴（証拠不十分の為）一名				
二	一	一	五	一	四	六	二				
不起訴一名拘留十四日（警察デ）	懲役三ケ月	同	起訴猶予	加論放還	検事局ニテ審理中一名加論放還三名	拘留六名					

庁府県名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
兵庫	同	同	同	同月十一日	同	一	拘留廿五日（警察デ）
同	同	同	同	七月十四日	公務執行妨害	三	警察訓戒
同	同	同	同	同	省令警察犯処罰令違反	四	拘留十五日
同	同	同	同	同	出版法違反	一	不起訴
同	同	同	同	七月十五日	騒擾	二	予審中
同	同	同	同	七月十六日	傷害	一	懲役三ケ月
同	同	同	同	同	騒擾	二	予審中
同	同	同	同	七月十七日	同	一	同
同	同	同	同	七月十八日	治安警察法第九条二項（煽動）	一	懲役三ケ月
同	同	同	同	同月十九日	警察犯処罰令違反	三	各科料二円
同	同	同	同	同月廿一日	治安警察法第九条二項（煽動）	一	懲役二ケ月

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同月卅日	同	同月廿九日	同月廿八日	同月廿七日	同月廿六日	同月廿四日	同月廿三日	同	同	同	同月廿二日	
脅迫	騒擾及治安警察法第九条第二項（煽動）	騒擾	治安警察法第十七条二項（脅迫）	脅迫	新聞紙法違反	脅迫	出版法違反	窃盗	脅迫	騒擾		
一	四七	一五六	三〇	二	一	三	一	一	一	一〇		
不起訴	予審中 二二人 不起訴 二三人 警察訓戒 二人	予審中 二〇人 不起訴 一〇七人 警察訓戒 二九人	予審中 一人 不起訴 二九人	不起訴	罰金百五十円	検事不起訴	同	同	訓戒	予審中 五名 検事不起訴 五名		

庁府県名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員争議日数	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
同	同	同	同	同	治安警察法第九条二項（煽動）	一	公判中（保釈出獄）
同	同	同	同	同	騒擾	一〇	予審中一人 不起訴四人 警察訓戒五人
同	同社兵庫分工場	同	同	同月卅一日	治安警察法第九条第三項（煽動）	一	不起訴
同	三菱造船所	同	同	七月廿四日	脅迫	三	不起訴
同	同	同	同	七月八日	傷害	一	同
同	同	同	同	七月十五日	騒擾	一〇	予審中七人 不起訴二人 警察訓戒一人
同	同	同	同	同	騒擾及建造物損壊	一	予審中
同	同	同	同	同	脅迫	五	不起訴
同	同	同	同	七月十六日	騒擾	八	警察訓戒六人 予審中一人 不起訴一人
同	同	同	同	七月十七日	同	二	不起訴二人

同	東神護謨会社	同	一〇〇三〇日	同月二十八日	警察犯処罰令反	一	拘留
同	同	同	同	同月三十一日	脅迫	一	不起訴
同	同	同	同	同月三十日	騒擾	四〇	警察訓戒 一八人 不起訴 二〇人 予審中 二人
同	同	同	同	同	治安警察法第九条第二項（煽動）	二	不起訴 二人
同	同	同	同	同月二十九日	騒擾	二	訓戒 一人 不起訴 一人
同	同	同	同	同月二十五日	省令警察犯処罰令違反	二	拘留七日 二人
同	同	同	同	同月二十三日	同	二	不起訴
同	同	同	同	同月二十日	騒擾及邸宅侵入	二	予審中 一人 不起訴 一人
同	同	同	同	同	脅迫	四	罰金六十円 二人 不起訴 二人
同	同	同	同	同月十九日	同	一	予審中
同	同	同	同	同月十八日	騒擾及邸宅侵入	二	不起訴 一人 警察訓戒 一人

庁府県名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員争議日数	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
同	台湾製糖株式会社	同	同	七月二十八日	脅迫	三	懲役三ヶ月 三人
同	神戸製鋼所	同	一、五〇〇 二九日	同月廿一日	治安警察法第十七条（煽動）	二	予審中 二人
同	同	同	同	同	脅迫及治安警察法第十七条（煽動）	一	予審中
同	同	同	同	同月二十八日	脅迫	一	不起訴
同	川崎造船所	同	同	八月二日	出版法違反	四	罰金三十円 一人 同十円 一人 不起訴 二人
同	同	同	同	同月三日	同	二	不起訴
同	同	同	同	同月六日	脅迫及傷害	四	罰金四十円 不起訴 一人 三人
同	同	同	同	同月十一日	騒擾及治安警察法第二項九条（煽動）	一五	予審中 七人 不起訴 五人 警察訓戒 三人
同	同	同	同	同月十三日	私文書偽造行使	一	不起訴
同	同	同	同	同月十六日	出版法違反	二	罰金十五円 不起訴 一人 一人

同	会社葦合分工場	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	三菱造船所	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	八月一日	同	同	同	同	同月二日	同	同	同	同	同	同	同	同月九日
脅迫	威迫	治安警察法第九条第二項（煽動）	脅迫	内務省令警察犯処罰令反	同	脅迫	同	同	同	脅迫	省令警察犯処罰令反	省令警察犯処罰令反	脅迫	同	省令警察犯処罰令反
五	一	四	一	一六	一	七	二	一	一	一	一	一	一	一	一
不起訴 五人	拘留十日	罰金三十円 四人	不起訴	各拘留（十日 一五人 / 十四日 一人）	拘留十日	不起訴 七人	公判中 一人 不起訴 一人	拘留十日	懲役三ヶ月	拘留十日	拘留五日

庁府県名	争議発生ノ工場鉱山名	争議ノ原因	参加人員	検挙年月日	罪名	検挙人員	処分結果
同	同	同	同	同月十日	治安警察法第九条二項（煽動）	一	不起訴
同	同	同	同	同	騒擾	二	同
同	同	同	同	同月十四日	騒擾及傷害	一	予審中
同	同	同	同	同月十八日	警察犯処罰令違反	一	拘留十日
栃木	足尾銅山	待遇改善要求及鉱夫解雇ノ同情罷業	一、七〇〇十四日	四月十二日	治安警察法第十七条第一項第一号違反	三	処分未決
同	同	同	同	同月十七日	出版法違反第十五条及第廿六条	二	内一名ハ著作者印刷者発行者違反トシテ各禁錮二ケ月罰金十円他一名ハ著作者印刷者発行者違反トシテ各禁錮二ケ月（両氏控訴ス）
同	同	同	同	同	治安警察法第十七条第一項第二号違反	一	不起訴
同	愛知時計電機株式会社	工賃値上運動	六四九十四日	同月十九日	刑法第二百二十二条（脅迫）	一	罰金三十円
愛知	愛知時計電機株式会社	工賃値上運動	六四九十四日	十月六日	治安警察法第十七条違反	五	審理中

(1) 第十四議会の衆議院治警法及行政執行法案の特別審査会（明三十三・二・十六）において政府委員有松英義は「此ノ治警法ノ即チ第十七条ハ労働契約ノ条項変更若クハ賃銀ヲ上ゲテ貰ヒタイト云フニ付同盟罷工ヲ為スノ風ガ追々盛ンニナッテ参ッタノデアリマス政府ニ於キマシテハ労働者ノ共同団結シ若クハ賃銀ノ値上其他ニ付キマシテノ同盟罷工ヲナストイフコトハ労働者ノ権利ト認メテ居ルノデアル故ニ法ヲ以テ此等ヲ余リ束縛スルハ穏ナラスト信ジテ居ル」と述べている。

(2) 社会局の調査によると大正三年から十四年十月までの統計で総件数四三〇、総人員四、八五五名中、十七条違反が一三八件（九一二名）、右と他の法令違反が一三件（二〇八名）、右と騒擾罪併合が一件（三四名）となっている（山中・日本労働組合法案研究二三頁）。こゝには、大正十年までであるが年次別に詳細が示された警保局の統計を掲げた。

(3) 誘惑、煽動について当時のコメンタールによれば誘惑とは「主トシテ理性ニ訴ヘ自由ナル意思ノ決定ヲ迷失セシムル行為」であり、煽動とは「感情ニ訴ヘ自由ナル意思ノ決定ヲ迷失セシムル行為」であるとし、「単に罷業ヲ為サムコトヲ勧誘シ又ハ協議スルカ如キ又演説会ヲ開キテ同盟罷業若クハ同盟解雇ノ必要ヲ論スルカ如キハ」該当しないと説いている。川村・有光「治安警察法論」（大正十二年七月刊）。けれどもこの区別を厳格につけることは至難に近いこと言うをまたないであろう。

判例は「他人ヲ煽動スルトキハ同条二号記載事項ノ結果ヲ発生セシムヘキコトヲ期待シテ煽動ノ行為ヲ行フノ謂ニ外ナラサルヲ以テ右違反罪ノ構成ニハ其期待ノ下ニ煽動ノ行ハルヲ以テ足リ必スシモ結果ノ発生ヲ主タル目的トシ又其目的カ煽動行為ノ主要ナル動機タルコトヲ要セ」ずとしている。（大正九年三月十日大審院）。いずれにしても右のような解説が取締りの任にあたる下級警察官の判断基準として何物も与えていないことは明らかである。

三、治警法十七条の撤廃運動とその方向

治安警察法十七条にもとづく罷業の事実上の禁圧による官僚制絶対主義擁護の要請と、第一次世界大戦以降急速に勃興してきた労働運動の進展、とりわけ労働争議の飛躍的増大という現実に対応して、労働運動をどのように見直し、どのような対策をもってのぞむかということは、普選問題とともに、いわゆる大正デモクラートのひとしく苦慮したところであった。治警法に代表される絶対主義の断圧政策がもはや時代錯誤の反動であることは、政府・与党といえども知悉するところであった。すでに官憲による弾圧・阻止にもかかわらず、労働組合は相次いで結成の途上にあったのであり、また結社の自由が憲法上保証されている手前、労働組合の結成については、余程の口実をつけなければ、当局においても正面からこれを禁止することはできず、といって開明的な官僚が労働組合法をもってこれを積極的に法認しようとすれば枢密院、貴族院を中心とする保守政治家や資本家側の強硬な反対が予測されるし、逆にかれらの要望する取締法としての組合法を登場させれば、労働者側の猛反撃を受けることは火を見るより明らかであった。しかし為政者側が何にもまして苦慮した点は、治安対策とくに思想上の治安対策であった。絶対主義体制は「国体の精華」をふりかざして武装するほどに、ますます外からの思想的侵透に対して弱体であることを実証したし、デモクラシーという思想に対してさえどのように対処すべきか迷を続けるという状態であった。労働組合や労働争議を公認することによって生ずべき思想的結果については、組合法案をひっさげて政府に迫った野党といえども全く自信をもたなかったのである。大正七年六月、政府が関係官吏の外、学識経験者を交えた救済事業調査会なる諮問機関を内務省内に設置して、当面の労働政策について調査答申させたのは、このような苦

悩の端的な現われであった。同調査会は諮問事項の一つ「資本と労働との調和を図る方法如何」の問題について半年に亘る討議を重ねた結果、

一、労働組合は之を自然の発達に委することを可とすること

一、治安察警法第十七条第一項第二号は之を削除すべきこと

という決議をなした。この決議の意味は、「過激」思想の防壁としての労資協調のためには、従来の政府の弾圧政策一本の立場から、労働組合の成長をまって、労使の団体交渉というルートを通すこと、しかし組合の成長発達についてはこれを当分放任状態におき、特に法的保護の対象たらしめる必要はなく、また組合の発達を阻害している治警法も最少限第十七条第一項二号の規定を削除することをもって足るということであった。

右のような微温的決議でもそのもつ意義は決して小さくなかった。大正八年の第四十一議会から同十三年の第四十九議会に至るまで、ほとんど毎議会、野党はこれを手がかりとして治警法撤廃あるいは労働組合法制定要求を提出し、政府はこれにおされて、ついに大正十四年にいたり、労働組合法・治警法撤廃に関する法案提出にふみきらざるを得なかったのは、たとえ野党のそれが多分に政治的ジェスチュアに過ぎなかったとはいえ、政府、与党も世論の帰趨を無視してかかることができなかったことを示すものといえよう。以下には議会における治警法十七条撤廃運動をめぐる野党各派の提案とこれをめぐる質疑の中から既成政党人のこれらの問題の把握のし方を追求してみたいと思う。

第四十一議会（大正七年十二月二十七日八年三月二十六日）においては、憲政会から治警法十七条の「誘惑若ハ煽動」を削除する法律案が提出された（大八・三・一九）。提案者たる小山松寿委員は衆院委員会においてその提案理由として

「現行法ハ第一ニ法ノ意義ガ甚ダ明確ヲ欠イテ居ト思フノデアリマスカラ其ノ精神ヲ明カニスル必要モアラウト思ヒマスルガ大体ニ於テ本案ハ明治三十三年法律第三十六号ヲ以テ公布サレタモノデアリマシテ当事ノ時情カラ今日ヲ予想シテ之ヲ審議致シマシタノト今日カラ当時ヲ考ヘマスルト殆ド隔世ノ感ガアリマスノデ最早時代ノ進運ニ伴フ法律トハ見ラレヌノデアリマスノミナラズ下級ノ警察官等ノ解釈等ニ委シテ置キマスノハ頗ル危険ガ之ニ伴ヒマスノデ却ッテ此ノ法律殊ニ意義ノ不明確ナルコトヲ存シテ置キマスコトハ一種ノ反抗心ヲ助長挑発スルト云フヤウナ処ガアル……」

と前置きした後、具体的解釈問題として、

「政府当局者ノ議会ニオケル答弁、若クハ議会外ニ於ケル意思ノ発表ノモノニ依リマスレバ要スルニ平穏ナル手段ニ依ッテ団体ヲ組織シ若クハ加入セシメル行為ハ何等妨ゲナイ同時ニ組合トイフモノハ是ハ禁止スルモノデナイ又禁止スヘキ法例ノアル訳デモナイ自由デアル斯ウ云フ風ニ見エルノデアリマスガ凡ソ団体ト云フモノヲ組織スルト云フコトニリマスレバ其ノ団体ノ一ノ目的ガナケレバナラズ其ノ目的ヲ以テ之ヲ唱フル即チ首唱者ガナケレバナラヌ其首唱者が甲ナル首唱者が乙ナル者ニ其ノ目的ヲ以テ之ヲ誘導スル若クハ勧誘スル或ハ加入ヲ勧メルト云フ場合ニナリマスト是ハ法ノ解釈如何ニ依ッテ直チニ是ガ誘惑ナルコトニ当ルノデ加入ヲ勧メルト云フ場合ニ於テ其ノ目的ハ即チ現当局者ガ申サレル通リニ平穏ナル手段ニ依ッテ其ノ目的ハ共済的ノ目的デアラウトモ階級ノ自覚ニ依ッテ互ニ其自己ノ利益ヲ擁護シヤウトイフ目的デ勧誘ハシマシテモ其結果ガ大体之ニ賃金値上ノ要求トナリ若ハ其雇主ニ対スル不平トナッテ同盟罷工ト云フヤウナ結果ニ陥ッタ場合ニ於テドウカト云フト結果ヨリ見テ其原因ガ勧誘シタ人ヲ直ニ誘惑シタ治警法第十七条ニ依ッ之ヲ罰スルトイフコトニ解釈ヲサレテ其ノ法ノ適用ヲ受ケルト云フ場合ニナリマシテモ是亦仕方ガナイ斯様ナ危険ナ法律デアリマス……」

と説明した後、

「世間ニハ此十七条ヲ全然削除シタイト云フ希望ヲ持ッテ居ル者モアリ又サウ云フ議論モアリマスガ私ハ兎モ角モ先ヅ以テ是ダケノ程度ニ改正ヲシテ置イテ更ニ其改正ノ結果ノ自体ニ徴シマシテ漸次善導シテ穏健ナル所ノ一ノ労働者階級ヲシテ其

責任観念ト又資本関係トノ協調ヲ保ツノガ最モ必要デアル……」

と提案している。これに対して政府委員川村竹治の反対意見は

「今般ノ世界大戦ハ世界国民ノ思想上ニ大ナル変化ヲ及ボシマシテ其波動ト云フモノガ段々我国ニ及ブカノ如キ感ガアル……現ニ過激派ノ如キ思想ガ段々日本ヘ入リマシテ是等ノ思想ヲ宣伝スル為メニ労働者側ニ手ヲ著ケルト云フヤウナ事ガアリマスレバ是ハドウシテモ予防シナケレバ国家ノ存立ニ大ナル関係ヲ持ツテ来ル其場合ニ此法律ガナケレバドウシテ之ヲ取締ルデアリマセウカ」

として、同法存置の目的が外ならぬ思想対策にあることを実証しつつ、濫用の非難に対しては

「可ナリアルダラウト思ヒマスガ、政府ガ現ニ是等ノ法律ヲ適用スル上ニ於テ十分ナル考慮ヲ費シ十分ナル注意ヲ用ヰルニ於キマシテハ今後サウ云フ例ガ頻発スルトモ私ハ考ヘテ居リマセヌ」

と答え、結局、改正法案に対しては、

「今日殊更ニ変更シ又ハ削除スルト云フ必要ハ先ヅナイデハナイカト思フノミナラズ此規定ハ寧ロ存置スル方ガ我国ノ状態ニ適シ、又資本労働両者ノ調和ニ於テモ何等妨ゲナキノミナラズ此ノ適用如何ニ依リマシテハ却テ好イ結果ヲ生ズルデハアルマイカ……」

と云っている。

続いて「誘惑」「煽動」の意義についての小山議員の質問に対し、豊島政府委員は、

「煽動ト云フ文字ハ不特定ノ多数ノ人ニ対シテ犯罪トカ同盟罷業トカ云フヤウナ意思ヲ生ゼシメタ場合ヲ主ニ考ヘテ居ルヤウデ……実際ノ適用ニツイテハ少シモ是迄ハ悪イ所ハナイ様ニ考ヘテ居マス……誘惑ト云フヤウナ言葉モ……脅迫ナドト云フモノト極ク接近シテル様ナ場合ガアル例ヘバオ前トハ交際シナイト云フヤウナコトヲ言ツテ同盟罷工ヲ勧メルト云フヤウ

ナ事モ実際シナイ考デ言フノデナク唯自分ノ仲間ニ引キ入レル為ニ言フ場合モアリマセウシ脅迫ニナル場合モアリマセウシ其ノ言葉ノ強味デ其ノ言葉ヲ聴イタ者ガ恐レルト云フコトモアルデアリマセウシソレカラ又サウデナク誘惑ニ止ツテ自分ノ利害カラシテ惑ハサレル誘惑ト云フヤウナ場合モアルダラウト思フソコノ分界ト云フモノハ極ク接近シ居テ何ウモ脅迫ヲ罰シテ宜シイナラバ誘惑モ罰シテ宜シイト云フコトモ起ツテ来マス……」

といったような甚だ要領を得ない答弁をもって終始している。憲政会提出の同改正法案は以後審議を進められることなく終った。

この頃になると労働組合法制定の問題が次第に具体化し、政府は大正九年二月内閣直属の諮問機関として臨時産業調査会を設置し(勅令三十二号)法案の起草答申を依頼した。いわゆる農商務省案と内務省案がここに提出された[1]が、これにならって野党である憲政会や国民党も独自の組合法案を作成し、以後、治警法改正法案と抱き合わせて議会に提出し、与党を攻撃する材料に供した。これらの組合法案は農商務省案に典型的に見られるように、組合の自由な設立を促進して団結権を確立するというよりもむしろ、いかに組合運動を規制するかという点に主眼がおかれているところに共通性をもっていた。つまるところ、組合法は治警法十七条の撤廃による空間を埋める口実として野党の添え物であり、やがて施行さるべき普選法による新有権者に対するジェスチュアの事前工作であった。

大正八年末に始まる第四十二議会(大正八年十二月二十六日〜九年二月二十六日)には国民党から治警法改正法律案が提出されたが、委員会を一度も開催しないままに議会解散となり、同法案は第四十三特別議会(大正九年七月一日〜七月二十八日)に無所属押川方義外三名提出の改正法案とともに提出され、一括して特別委員会にかけられた。

国民党の改正案は本会議において清瀬一郎から提案理由の説明を行ったが、要するに治警法十七条を完全削除す

るという趣旨であった。

同案に対して先年四十一議会に改正法案を提出して趣旨説明に当った憲政会の小山議員は、国民党の全面的削除案に反対し、十七条第一項の本文から公然誹毀と誘惑、煽動のみを削除すること(つまり暴行、脅迫を残すこと)および、「利害関係ヲ有セサル者」については他人を誘惑、煽動することを禁止する規定を加えるという対策を出した。

清瀬委員は誘惑、煽動の全面的削除を主張して右修正に応じなかったが、小山議員が右に提案した「利害関係ヲ有セサル者」という規定は、これをめぐる川村政府委員と小山、清瀬両議員の質疑、論戦の中で図らずも団結権の本質に関する政府、ブルジョア政党の見解を露呈するに至った。

川村政府委員「利害関係ト云フコトハ…甚ダ曖昧デハナイカト思フソレハ余程法ノ適用ニ困ルドウ云フ風ナ者ヲ利害関係ト定メルノデアリマスカ」

小山松寿君「労働者ガ自己ノ利害ニ関係シテ居ル場合ニ此ノ非文明ナル法律ガアル為メニ…之ヲ改正スルトイフコトデアリマスカラ其関利害関係ヲ有セザル全ク労働者以外ノ何等之ニ対シテ利害関係ヲ有セザル者ガ之ニ加ハッテ誘惑煽動スルコトアリトスレバ是ハ相当研究スヘキ問題デアル……利害関係ト云フコトハ其点ニ於テ御了解ニナルコトガ出来ヤウト思ヒマス」

川村政府委員「ソウスルト茲ニ過激派ノ団体ガアル其ノ団員ガ或ル会社ニ職工トシテ入ッテ其ノ職工ガ罷メラレタトキニ其過激派団体ガ盛ニ会社ヘ行ッテ煽動誘惑ヲヤル、サウシテ『ストライキ』ヲサセタ場合ニハ利害関係アルモノデスカ、ナイモノデスカ」

小山松寿君「直接ノ利害関係ハ無イモノト思ヒマス……会社内ニ於テ団結ニ関係ナキモノガ之ヲ誘惑シ若クハ煽動スルトイフコトニナッタナラバ相当ニ取締ルベキ必要ガアル」

川村政府委員「小山君ノ団結トイフノハ自工場内ダケノ団結ヲ認メルノデスカ、一工場ニ限ルノデスカ」
小山松寿君「私ハ其点ニ就テハ政府委員ニ御尋ネシタイ…」
川村政府委員「小山君ハ労働者ノ団結権ノ関係カラサウ云フ問題ガ起ルト云フカラサウスルトドウシテモ小山君ノ論理カラ云フト一工場内シカ団結権ガナイトイフコトニ帰着スルヤウニ思フカラ御問ヲ発シタノデス」
清瀬一郎君「……政府ノ方デハ労働者ノ団結権ヲ認メルト云フコトニ就テハ原則トシテ異議ハアリマスマイ」
川村政府委員「其問題ハ今産業調査会ノ方デ調査中デアリマス其調査ノ結果ヲ待タナケレバ今此処デ明言スル訳ニハ行カヌ…」
清瀬一郎君「……同盟罷業ハ悪事ト認メラレル方針デアリマセウカ……方法ニ於テ非難スベキモノガ無イナラバ」
川村政府委員「善事カ悪事カ分リマセヌ……其場合ニ依テ大変悪イコトモアリマセウシ善イ事モアル…」
清瀬一郎君「『サボタージュ』と云フヤツハ第十七条デ取締ノ出来ルモノト云フ御考デアリマセウカ……」
川村政府員委「『サボタージュ』ノ程度ガ労務ノ停廃ニ至レバ当然第十七条ニ入ルノデス」
清瀬一郎君「其ノ程度ヲ如何ニ御決メニナリマスカ」
川村政府委員「ソレハ認定ニ依リテ裁判官ガ決メルノデス」

以上の問答のうちに、憲政会の考える労働者の団結権が会社内の従業員の団結に限定されるものであり、そのわくをこえる労働運動に対しては何らの関心も無いばかりか取締法をもって望むという内容のものであり、政府また団結権や罷業権についてできるかぎり言を左右にしてこれを肯定することを避け、かつ取締認定の基準を裁判所に一任するという常套手段によって問題を回避しようとする傾向を見てとることができよう。そして本委員会ではじめて問題となった「利害関係のある者」つまり、争議当事者と第三者の問題こそは、そこから政府当局の危惧する思想

問題が発生し、また後に争議調停に関して多くの問題の発生するところなのである。

第四十四議会[2]（大正九年十二月二十七日～十年三月二十六日）には憲政会から第四十一議会に提出したと同一法案、国民党からは四十二、三両議会に提出したと同一法案が提出され、審議未了で度重なる握りつぶしに遭った両法案は、ここに最終的に政友会の手で否決された。十年二月七日に関かれた委員会において国民党案の提案理由を説明した板野友造委員に対し、政友会の武田徳三郎は

「同盟罷業権ヲ認メタ以上ハ所謂如何ナル方法ヲ取ツテモ此ノ十七条ヲ削除シテ誘惑・煽動等ハ勿論ノコト其他ノ脅迫若ハ誹毀ト云フヤウナ事サヘモ御認メニナル……国家ノ産業上廃頽ニ関スルヤウナ危険ナル状態ガ同盟罷業ヲ行フ結果トシテ現レテモ尚ホ之ニ向ツテ其侭シテ仕方ガナイト云フ意見デ有リマセウカ……」

として罷業権擁護論者の最も手痛いところを突き、またこの頃、世上すでにやかましくなってきた労働組合法案と関連させて

「労働組合法ガ制定サレタ場合ニハ之（十七条の事…筆者）ヲ存置シテ置ク方ガ寧ロ宜イヤウニ思ヒマスガ仮令労働組合法ガ制定サレタ後ニ於テモ此ノ十七条ヲ削除シタ方ガ適当デアルトイフ御考デアリマスカ」

と質した。板野議員はこれに対して暴行、脅迫等は現行法の規定するところであるから同法を削っても何等差支えないとかわし、

「私ハ今日ニ於テハ労働者ノ結合権ハ認メテ居ルト思フ……其ノ結合ヲ阻止セントスル第十七条ハ此意味ニ於テ初メカラ叩キ壊シテシマハナケレバナラヌ」

として組合法と治警法十七条が両立し得ないことを論じたのであった。ここにおいて、政府委員川村警保局長はと

っておきの議論を持ち出して追い討ちをかけた。すなわち、同委員は第一に、治警法十七条が労働者の同盟罷業に対すると同じく、資本家側の同盟解雇にも適用される規定になっているところから、同条削除によって資本家側の誘惑、煽動が起ってもよいかと脅し、第二に、刑法上の暴行、脅迫は申告罪であるから、ストライキの場合、多数の力を以てする脅迫があったとしても実際に申告する例は甚だ稀であろう、しかし申告がないからといって「国家ガ斯ウ云フ種類ノ暴行ニ対シテ看過スルト云フ訳ニハ往クマイ」し、「記録其他ノ方法手段ヲ以テ脅迫シタ場合」は刑法上規定がない、それに対してどうするか、第三に、「同盟罷業権利ハ何ニ依ツテ認メラレタ権利」であるかその根拠[3]を示してほしいと反問した。第一の問題はともかく、第二の問題は野党が保守政党であり、政権交替によって法や政策の施行者となる可能性を強く持っている以上、回答の難しい問題であり、第三の問題に至っては政府当局自ら回答を渋った微妙な問題であっただけに、受けて立った野党議員はしばしば返答に窮し、米国の例まで持ち出した川村の淘々たる正面切っての反論の前に腰くだけになってしまった。川村は、

「政府ハ此本条ノ十七条ノ適用ニ就テハ最モ考慮シテ居リマス結果同盟罷業ノ数ガ非常ニ増シテ居リマスガ十七条ノ適用ハ毫モ増サナイ却テ減ルト云フヤウナ現状デアリマス是ハ当局ガ余程此適用ニ就テ注意シテ居ル証拠デアル」

と大見得をきったが、事実はさきに掲げた第一―三表の示すとおり、大正九年度における治警法十七条による検挙数は前年より遥かに増大していたのである。

この委員会[4]は結局、近い将来、労働争議の立法をなす際に誘惑、煽動の字句を明確化すという政府筋の弁明を呑んで終結してしまった。

第四十五議会[5](大正十一年二月二十六日～三月二十五日)にも憲政会と国民党から前年同様の法案が提出されたが、再びいづれも否決の運

命をたどった。

誘惑、煽動の削除に関する憲政会案は、衆院特別委員会において、野村嘉六議員により提案理由の説明が行われ、「一刻モ早ク斯ノ如キ法律ヲ撤廃シテ資本家労働者ヲ水平線ニ見テサウシテ新シイ立法ヲ為サレタル方ガ労資ノ関係ヲ円満ナラシムル結果ヲ得ル」ことが強調された。しかし誘惑、煽動についての議論は、すでに数次の議会上程によりほとんど出つくした観があり、後は政府当局の提案を待つばかりであったから、論戦も勢い低調に陥らざるを得なかったが、政友会の一宮房治郎委員が労働争議法或は労働争議仲裁法等の法規が未だ出ない以上、目下頻出しつつある争議に対しては治安上、なお十七条が必要であることを強調したのは、与党がこれらの法規に何を期待していたかを物語るものであり、またすでに本議会に上程されて貴旅院の審議にかかっていた思想立法としての過激社会主義取締法案への与党の期待を裏書きするものとして注目されるところである。

この委員会に同時に附託された国民党案については植原悦次郎委員が政友会竹田委員の質問に答えて、治警法が資本家を取締って労働者側を利しているという事実を「虚構」として却け、床次内閣に対して、

「過去数年間幾多ノ労働争議ガアリマシタが是等ノ争議中資本家ヲ取締ラナケレバナラヌト云フ様ナ必要ヲ御感ジニナッタコトガ有ツタカ無カッタカ有ツタトスレバ如何ナル場合ニ如何ナル取締ヲシタカ此治安警察法第十七条ガ如何ニ運用サレタカ」

と問うた。床次は、

「私ノ記憶スル所ニ依レバ此法ヲ適用シテ制裁ヲ加ヘタコトハ是マデナカッタ様に思ヒマス」

と答弁せざるを得なかった。(6) 植原はさらにかの苛借なき弾圧をもって知られる川崎造船所争議の例をひき、

「神戸ノ川崎三菱ノ同盟罷業ノ時ニハ労働者ハ何等ノ暴行ヲ致シテ居リマセヌ此場合ニ警察官ヲ以テ労働者ヲ圧迫シ殊ニ軍隊ヲ出シ憲兵ヲ出シタト云フ事実ハ明瞭ナコトデ此事実ヲ否定スルコトハ出来ナイト思ヒマス。殊ニ川崎ニ於ケル技師ハ外部カラ職工青樫連中ヲ雇入レテ来テ労働者ニ負傷セシメタ事実ニ於テモ御否定ハ出来マスマイ…」

と迫ったが、床次はとりあわず、此規定は「労働者バカリ束縛スル規定デハナイ」と強弁した。しかし床次も「治安警察法第十七条ノ撤廃ハ予テ世ノ議論ニナッテ居ルコトハ実ハ当局モ能ク知ッテ居リマス」と自白し、ただ「労働ニ関スル立法ガ漸次整ッテ来タ暁ニ於テ能ク其事情ヲ斟酌シテ然ル後ニ此十七条ノ如キハ撤廃ヲ議シタ方ガドウモ誤リノ無イ遣方」だとしている。なお、床次は答弁の中で「労資相対抗シテ争フトイフ思潮ハ出来ルダケ思想上ノ方カラモ緩和スヘキデアル」と考えて協調会を設立したことと、先年、鉄道部内に設置された協調機関としての現業員会制度を拡張したいとする意思を表明している点が注目される。

結局、前後三回の委員会をもって審議は終了し両提案いずれも否決された。

第四十六議会(7)(大正十一年十二月二十七日～十二年三月二十六日)では、前議会後解党した立憲国民党議員と無所属議員とが合して組織した革新クラブから、旧国民党案と同内容の法案、憲政会から先年と同一内容の法案が提出されたが、すでにむし返された議論の延長で、論議低調のうちに審議未了となった。

関東大震災は一連の社会主義者弾圧事件を機とした特異の雰囲気の中で労働立法の提出を一時しゅん巡させたが、第四十九特別議会(大正十三年六月二十八日～七月十八日)に提出された革新倶楽部の「社会政策に関する建議」案は、同党の従来の主張である治警法十七条の撤廃を一歩進めて、労働争議調停法の制定を要望するにいたった。その理由は以下の建議案の中によく表明されている。

「近時国民思想の漸次悪化しつゝあるは吾人の憂慮措く能はざる所なり。今の時に方りて旧に社会事業の経論を行ひ以て一般国民殊に無産者をして国家生活の恩恵を如実に経験せしむるに非ざれば或は国家の存立を脅かすものあるに至るべし。茲に於て就中急を要するものを左に掲げ之が急速の実施を求む。

一、労働争議調停に関する法規の制定

労働争議の発生は産業上最嫌忌する所なりと雖も而も近来頻発して之が為に産業に打撃を与へつつあるは蔽ふべからざる事実なり。而して国家が之に対して何等救済の方法を講ぜざるは頗る遺憾なり。政府が今朝議会に小作争議調停に関する法規を提出しながら寧ろ之よりも急を要する労働争議に関する調停法規を提出せざるは其の措置妥当ならずと信ず。

二、労働組合に関する法規の制定（省略）

以上のところから、同倶楽部の意図する争議調停法が果してどのような内容のものであったか今これを審にし得ないが、かれらが産業保護のために政府に調停法、労働組合法の制定を要望したのはやはり「国民思想の悪化」に対する危惧の然らしめたものであることは明らかである。

かくして、大正八年以来、議会における治警法論議は第四十九議会をもって終結したのである。そしてその論議は正に労働争議調停法制定の前奏曲をなすものであった。

これを要するに、帝国議会における野党各派の質疑は確かに突くべき論点をついていた。しかしながら、かれらの本心は弾圧立法としての治警法の撤廃による全労働者の団結権、争議権の保障にあるのでもなければ、かのイギリス一八二四年の団結（禁止）法撤廃運動におけるヒューム・プレース流のヒューマニズムに出たものでもなかった。極論すれば、来るべき普選の結果、投票権を持つに至る労働階級の支持を先物買いして政権確保の手だてたらしむると同時に、将来の為政者として労働運動「健全化」の下地を作っておこうというところにあったのである。政権

の座につくや、かれらの最初に打った手が治安維持法の強引な制定であったことを思い合わせれば、かれらの論議の基底にあるものが実は思想対策に外ならなかったことが明らかであろう。議会の審議過程でも政府側のゴマカシや論点そらしを追究しえず、「思想国難」といった殺し文句にひっかかって政府側を最後まで追究できなかったのは、実にこの理由によるものといえよう。

（1）「其勢ノ赴ク所動モスレハ放縦ニ走リ極端ニ流レ易ク延イテハ一国産業ノ発達ヲ阻害スル事大ナルモノアリ而モ海外ニ於ケル労働運動ノ一波一欄ハ直ニ我国ニモ波及セスンハ止マス我最近ノ此種運動ノ時ニ悪化ノ傾向ヲ帯フル又故ナキニ非サルナリ労働運動ノ悪化ハ往々ニシテ産業組織ノ根底ヲ破壊シ国民思想ノ紊乱ヲ来シ其影響ノ及フ所測リ知ルヘカラス是レ政策上組合法ヲ制定シテ労働運動ニ其針路ヲ指示スルヲ以テ我国刻下ノ急務ナリトスル所以ナリ」とは組合取締主義を以て一貫している農商務省案の労働組合法「制定理由」中の文句であるが、内務省案はこれと対蹠的に「労働組合立法ノ精神ハ労働者カ其ノ共同ノ利益ヲ保護スルカ為メ自然ニ発達シ来ッタ労働者結合ノ事実ヲ事実トシテ公認シ之ニ一定ノ保護ヲ与フルト共ニ相当ノ責任ノ下ニ立タシムルヲ以テ要諦トスル……」旨の制定要旨を掲げるだけに、農商務省案に比して遙に関明的であるとはいえ、なお多くの欠陥をもっていた。これらの論点についての詳論は山中前掲書参照。

（2）第四十四議会には憲政会からわが国議会史上初めて労働組合法案が提出された。その「理由書」には「労働者ノ利益ヲ保護シ之カ増進ヲ図ル為其結社ノ基礎ヲ樹ツルハ刻下内外ノ状勢ニ鑑ミ緊切ノ要務ナリト認ム之本案ヲ提出スル所以ナリ」とだけあるが、議会への提案理由にいうように「今日ノ如キ国法ノモトニ組合が統一セラルルノデナクシテ全ク警察力ノ取締ニヨッテアル範囲ヲ超エタモノヲ取締ヲスルトイフコトノホカ組合ノ準拠スヘキ何ラノ法則ガナクシテ自然ニ任シテアルトイフコトハ……ヤヤモスレバ常軌ヲ逸シ節制ヲ欠ク……労働組合法ニヨッテ相当ノ機関ヲ設ケソシテ

コノ組合ハ主務官庁ノ監督ノモトニ行動」させることがそのねらいであり、従って法案の内容は農商務省案とほとんど同一であった。なお国民党は独自の案を提出することなく「労働組合法制定要求ノ建議案」を提出したにとどまった。

(3) 同盟罷業が権利であるかどうかについては帝国議会でも折にふれて問題となっているが、政府側はそのつど不明確な答弁をしている。大正十二年三月二十一日の衆議院社会事業基金特別会計法案委員会における水野内相の「同盟罷業ヲ労働者ノ権利ト認ムベキヤ否ヤニ就テハ簡単ニオ答エハ出来ナイ併シ適当穏建ナル方法ニ依ル罷業ニハ寧ロ同情ヲ以テ迎ヘテ居ル但シ国家ノ秩序ヲ紊ス様ナ程度ノモノデナイコトハ勿論ノコト」であるとの答弁などその一例である。

(4) 司法当局の見解を代表して山岡政府委員はこの委員会（一〇・二・二三）において、誘惑とは「詭計詐術ヲ用ヰルト云フコトガ本体デアリ」「之ニ類似シテ人ヲ惑ハセル、正当ナル考ヲスルコトヲ惑ハセルト云フ場合」も之に当るとし、煽動とは教唆より少し広く「人ニ対シテ考ヘテ居ナイコトヲ為サシメル或ハ為サントシテ居ルノヲ一層強キ勧ヲ為サシメル」ことだと答えている。

(5) 第四十五議会にも憲政会から前議会提出と同一の労働組合法案が再び提出されたほか、国民党も独自の組合法案を提出した。国民党案はほぼ内務省案に近く二、三の点では却ってこれよりすぐれていたが、その基本的なねらいが労働秩序の安定におかれていたことは提案理由を説明した土居権太の「……今日ノ如ク団体ヲ認メテ居リマセヌガ為ニ一部ノ煽動家或ハ無法ナル謀ヲ為ス者ガアリマシタナラバ直ニ其煽動ニ乗リ……往々ニシテ「ストライキ」ヲ起ス事ガアリ往々ニシテ示威運動ヲ起ス事ガアリ往々ニシテ怠業ヲ為ス事ガアルト云フ状態デアリマス即チ無組織デアル組織的デナイ組織的デナイガ為ニ「ストライキ」ヲ起シ斯ノ如キ暴行ニ出ルノデアリマスガ故ニ之ヲ組織的ニ秩序的ニセシムル所ノ効果ガアルト考ヘル……斗争ト云フガ如キ目的ニ出デズシテ経済的ニ而モ平和ニ彼等労働者ノ福利ヲ増進シ、進ンデハ思想ノ善導ヲ図リ、進デハ労資協調ヲ図リ、……以テ平和ノ裡ニ我ガ帝国ノ産業振興ノ為ニ尽シタイト云フ一念ヨリ提案シタ」という言葉によく現われている。

（6）治安警察法十七条を使用者側ニ適用した事例は恐らく同条の成立以来その削除まで一件もないと思われる。たゞ労働者側の方で同条により会社側を告訴した事例は存する。大正十二年十一月の旭硝子曹達工場の争議において会社側が職工の父兄全部に対し「……貴下の子弟某は会社の為頗る忠実に働いてゐたが近来社会主義者と交はり不穏なる思想に感染し……然るに前述の通り社会主義を奉ずる為当地警察署側に於ても其撲滅を期し此輩は勿論彼等と交際をするものに対しても今後尾行巡査を附し厳重に警戒する方針の由にて此侭放置するに於ては今後如何なる結果を招来するや全く懸念に堪へず……此侭にすれば本人の将来は由々敷大事となるべくかくては御一家に瑕疵を貽すことゝ思はれる故至急御来社御相談致したい」旨の召集状を出したことに対して父兄、職工一二〇名の提起した告訴である。しかし本告訴は検察当局の却下するところとなった。

（7）憲政会、革新倶楽部ともに前議会提出と同一の組合法案を提出、審議未了となった。

四、治安警察法十七条と労働運動

治安警察法、とくにその第十七、三〇条が「健全な」社会運動の進展にとってさえも、いかに障害となる悪法であり、官憲による反政府活動に対する弾圧の口実にされていたかということは、野党のみならず与党たる政友会のよく知るところであった。帝国議会における、これをめぐる質疑応答はこのことを証明して余りがある。毎議会くり返される野党の質疑はすでに型にはまった観があったが、そのことはすでに、治警法の問題点が論じつくされ、かつ、野党の論旨が肯綮に当っていたことを意味する。にもかかわらず、この野党の攻撃が議会の片隅の論議に終始して、国民的盛り上りに至らなかったのは何故であろうか。すでにのべたように、十七条の字句的修正に満足する憲政会はもとより、十七条の全面撤廃を主張する国民党の考え方も結局「国民思想の悪化」を防ぐことから一歩も

出るものでなく、その点で思想活動も労働運動もひっくるめて取締ろうとする与党と基本的に変りがなかった。これらの既成保守政党の主張は、議会に拠りどころをもたない無産大衆のための発言という装いをとっても、かれら大衆の立場からの発言ではなく、治警法撤廃運動ではあっても撤廃斗争ではなかった。院外における斗争という大衆的支えをもたない政策としての労働立法運動が成果をおさめ得ない歴史的典型がここに示されているのである。

しかし他方、治警法によって終始、運動の死命を制せられてきた労働者側が、これら野党の撤廃運動にほとんど何らの関心も示さずソッポを向いたままであったことはそれ自体、労働立法史上一の注目すべき事象といわねばなるまい。そしてその内在的理由を究明することはまさに戦前日本の労働運動の運動方針の究明に通ずるであろう。

治警法の撤廃が大正期の労働運動の合言葉であったことは疑いないが、それはどのように具体的運動に転化したであろうか。明治三三年二月に治警法案が行政執行法案とともに議会に提出され、同二三日、ほとんど議論らしい議論もなく通過した当時、その第十七条（法案では十八条）の恐るべき効果に着目して積極的に反対運動を展開した者はほとんどなかった。労働組合期成会でさえ治警法「発布の噂」をきいて月次会をひらき対策を考えたのが法案通過の後という仕末であった。[1] 片山（労働世界）、幸徳（万朝報）に始まる立法批判[2]には鋭いものがあったけれども、それは立法そのものの改廃を要求する運動に発展することができなかった。同法はその施行において「階級斗争ノ陣頭ニ立チ遂ニ牢獄ニ繋ガレタル」闘士に感謝状を捧げることさえ違法としたほど苛酷なものであったが、[3] 立法の改廃運動を全く不可能にするというものではなかった（この点は後の治維法と対照的である）から、労働者その他大衆の組織の開花を見た大正期に、運動の主力がこの点に向けられなかったことはやはり運動自体の性格と方針に基くものであったと見るほかないであろう。

議会政治をとって日なお浅いわが国当時の憲政に、デモクラシーというバックボーンが欠けていて絶対主義的官僚政治の支配をほしいままにさせたことは、常にわが国の無産大衆の政治に対する失望と憤激をもたらし、これを焦躁にかりたてて「直接行動」に傾斜させたのであるが、この議会政治に対する一般的不信感に加えて、かれらは三権分立のたて前に反して実際には行政権に屈従的地位に立つ司法権、ひいては法律一般に対しても、その露骨な階級性に強い不信の念をいだかざるを得なかった。行政権の優越的に支配する議会の制定した立法を執行するものが政党政治からの身分的保障をもたない行政官吏としての警察官であり、その濫用を阻止すべき司法部が行政権の政治的影響力を強く受けているとすれば、かれら無産階級の間に立法運動に対する信頼の念が起きなかったとしても不思議ではない。期成会に始まるわが国の労働運動が、一路、社会主義と交わりかつ急進化していった背景がそこにあるとともに、労働運動が何故に議会運動による立法の過程を経て自己解放の途をとろとしなかったかの原因もまたそこに見出されるように思われる。

しかし大戦後の世界不況のもたらした客観的情勢、普選運動に対する一般的世論の動き、弾圧諸立法の峻烈な適用は、ようやく無産運動の中に「現実派」を抬頭させ、労働立法の改廃という議会運動の方向へ改めて目を向けさせることになった。けれども、普通選挙すら実施されていない段階にあって、議会に一の代表も有しない無産階級にとっては、立法への発言の機会は事実上全く閉ざされており、その意味では現実派の主張も急進派と同じく観念的[5]たらざるを得ず、両派の論争は勢い抽象的、感情的で問題が具体的戦術になるほどいよいよ対立を深める状況であった。[6]友愛会内の対立、分裂以来の労働運動の歴史はよくこれを物語っている。そこで「労働組合に帰れ」（棚橋大正十年）とか「無産階級の方向転換」（山川・大正十一年）ということが叫ばれて見ても、現実に組合運動の中

で労働立法の獲得、擁護運動を構想するというふうに転換が行われたわけでは少しもない。これらのスローガンを旗幟に掲げ、組合大会で議題に乗せることはすでに多くの組合でやっていたことであるが、[7]これを現実の運動として展開するには至らなかった。これを現実の行動にまで移させたのは、政府側の過激社会主義取締法や治安維持法などの思想立法の強化であった。労働運動はこの時始めて[8]労働立法の改廃を直接の目標として、自らの組織的な院外斗争に立上ったのである。

このように、労働階級が困難な状況をおして始めて政治斗争に立上ったその対象が思想立法であったという点は、多くの意味で重要性をもっている。過激社会主義取締法案でも、また治安維持法案でもその立法の審議状況を見ると、当局はいかにそれが労働運動と無関係なものであるかを力説している。成立した治維法がその後、大正、昭和に亘っていかに労働運動の重圧となるかについては知る由もない当時の労働階級が、法案に本能的な恐怖を感じて反対運動を展開したとすれば、その感覚はまことに先験の明に富んでいたといわねばなるまい。それと同時に、かれらが当時既成の立法として暴圧をほしいままにしていた治警法に対する抵抗にはそれほど積極的ではなく、[9]むしろ思想立法に対して流血の惨を冒してまで斗争を繰り返したということは、これまた当時の運動の内在的性格を物語っているともいえよう。

しかし過激社会主義取締法案が不成立に終った大正十二年頃になると、「現実派」の主張はかなり具体的になり、総同盟では、対労働立法政策を大巾に転換して労働法制委員会や議会対策委員会を設け、十三年の大会では「民主主義的政治行動」を是認する方針をとった。しかしこのことは、無産階級の院外斗争が野党の議会における行動と接近したことをいささかも意味するものではなかった。組合運動にとっては、治警法という存在はそののど下を扼

する凶器を意味したにもかかわらず、その治警法の撤廃のため、議会においてどのような議論が戦わされているかということにはほとんど関心をもたなかった。被害者たるべき労働大衆の支持しない撤廃運動が議会で攻防をつくして進められるということはまことに皮肉な現象であった。当面、最大の問題である治警法についてさえこうであったから、同法修正後に来るべき労働組合法や争議調停法についても野党各派と労働運動の指導者との間の感覚の開きは余りにも大きかった。これら規制立法はこれを主張する野党にとってと同様、労働運動にとっても前者と全く異った意味において組合取締法であった。労働運動にとっては当時治警法十七条の撤廃後の事態を想定するだけの余裕はなかったであろうし、その事態を想定して、すでに政府が他の立法（労働争議調停法、暴力行為等取締法）を用意していることが察知されるに及んでは対案を用意することもできず、単に反対論をもって終始する外なかったであろう。しかし後にのべるように、労働争議の多くが、何らかの方法による調停工作によってその破局化を防止するという必要は使用者側と同様、労働者側においても痛感されていたのであるから、紛争の合理的解決に対する法的制度の期待が労働者側に全くなかったわけではない。すでに序説で比較考察を試みたように、西欧型の組合では、かかる段階にあっては、調停法を通じて争議における組合の力をバックアップするという立法政策をとったのであるが、当時のわが国における労働運動には主観的にも客観的にもこの条件が欠けていたのである。(10)

（1）沼田稲次郎・「労働法」（日本近代法発達史第五巻）二三四頁。

（2）林葵未夫「治安警察法第十七条制定当時の帝国議会」（社会政策時報五四号）参照。

（3）総同盟大正一〇年の大会で労働運動の犠牲者に対して感謝決議をしたことが治警法九条二項に触れるとして鈴木、松岡ら幹部が検挙、起訴され処罰された。

（4）三権分立の立て前から司法権は行政権に対して形式的には独立していたが、裁判官の任命権が行政権に属し、行政裁

判が独立し予審制度や検事の秘密取調べによって裁判が「予断」に支配されるという状態では、その地位は相対的に低くならざるを得ず、特に治安・思想関係の事件で行政権の圧力を受けて人権の擁護を果し得なかった。第四五議会における陪審法案の握りつぶしは司法制度民主化の期待を裏切ること大なるものがあった。

(5) 「政治運動」における政治の意図が両派にとって別々のとり方をされていたところに特質がある。

(6) 大正九年の友愛会の第八周年大会は組合法制定委員会の設置をめぐって議会主義是非の論争が展開され、結局約十名の専門委員に一任することで落着したが、その後十四年まで組合法制定は議題に上ることもなかった。

(7) 大正八年の友愛会第七周年大会では主張として治警法の改正、争議仲裁法の発布等二〇項目が掲げられており、翌九年五月二日のわが国最初のメーデーには失業防止、最低賃銀法の設定の外治警法十七条の撤廃が決議された（赤松・日本社会運動史一六〇、一七四頁）。大正九年四月の友愛会関西同盟大会でも治警法十七条撤廃、罷業権と争議仲裁法の確立を決議した。

(8) 大衆運動の最初の盛上りは大正九年の普選運動であり、この時、多くの組合団体は無制限横断組合法の実施、治警法十七条の撤廃、普選の三ケ条を掲げて全国に示威運動を展開した。しかしそれはやはり普選運動として起されたのであり純粋の組合の立法運動と見ることはできない。こゝでは歩調を合わせていた野党の革新派も悪法反対斗争では無縁の存在であった。

(9) もちろん悪法反対運動の目標には治警法の撤廃が含まれていた。問題は既成の悪法に対する抵抗が相対的に小さかったということである。

(10) 初期の総同盟の争議仲裁法制定の要求とその断絶について第一章二の註参照。

五、労働争議と事実調停

既述のように、労働争議に対して治安警察法が峻烈に適用され、これに対する反対の世論が漸く野党を動かしはじめるという情況の下で、労働争議に対する当局の調停方策はどのように進められたであろうか。優勢な与党勢力

に支えられて議会における野党攻勢をかわしてきたとはいえ、政府当局も治警法その他の警察取締法規をもってする争議断圧が得策でないことを悟るにいたった。そこに安睹の夢をむさぼるには、労働者の「思想悪化」ひいては治安維持の悪化に対する危惧が余りにも大きすぎた。警察力による取締りさえ必要とするような劣悪な労働条件に加えて、失業問題は社会保障制度の貧困と相俟って深刻化し、労働争議は年を追う毎に苛烈化する傾向を示したから、当局としては争議が「一揆化」しないうちに、また「組織」にまきこまれないうちにこれを芽のうちに刈りとるか、あるいは労使双方に因果を含めて「和解」させる必要に迫られた。もちろん個々の争議がまだ組織的バックをもたない段階では、争議の内容が労働者の生死を賭けた激しさをもっていても、それは当局にとってまだ「体制」そのものに対する危機として受けとられないけれども、争議の発生した地方としてみれば、たとえ小規模の争議であっても、共同体秩序の攪乱として大きな関心が寄せられる。そこで、共同体秩序の治安維持の実力者をもって任ずる町の顔役は、争議原因の理非如何にかかわらず、もっぱら秩序の回復の見地から調停乗出しを買って出ることになる。地方出先官憲にしてもこれと大同小異の意識の下に、国家権力を背景にしてもっぱら中立性の旗印しを揚げて調停に乗出す。かくしてわが国ではかなり早い時期から、争議が発生して労働者側の抵抗を容易に崩し得ないと見てとった場合には、まづ町の世話役や顔役による調停工作がなされ、これが成功しない場合には、警察官憲にバトンタッチされるという形態がかなり普遍化したように見受けられる。こうして警察官憲による事実調停は次第に既成事実として積み重ねられていったのである。以下、労働争議がわが国においてまがりなりにも体系的に——という意味はそれが一揆的、暴動的形態を脱して争議行為としての目的的、自覚的行動として——行われるようになった大正中期以降における若干の争議の調停の事例を拾うことによって、わが国における調停制度の変遷と、

その特殊的な性格[2]を究明してみようと思う。

経済界が不況に見舞われ、争議件数こそ激減したが、争議の内容が団体交渉の要求という積極的内容を含むようになった大正九年末、五十名の従業員の解雇問題に端を発した日本鉄工株式会社の争議[2]には、品川警察署長が調停を申し出、争議の解決一切を任せるよう仲裁を買って出たが、従業員側はこれを拒否し、友愛会鈴木会長に調停を依頼して、ほぼ要求を貫徹した。しかし、会社側が実施の猶予を求めて品川署長に調停を依頼したので紛糾したが、署長が従業員側の要求を通した調停案を作成することによって落着をみた。もちろん解雇が撤回されたわけではなく、解雇手当の支給による解決であった。一般にこの期のみならず、戦前を通じて、会社側の従業員の整理問題が解雇の撤回という形で妥結したことはほとんどなく、また通常の争議でも、それが労働者側にとって有利に解決した場合にも、事件の「首謀者」は若干の退職金を得て退職するのを常とした。労使の力関係や労働者に対する法的保護の欠如からみて、官憲が調停を試みようとする場合、優位に立つ使用者側を説得しさえすれば紛争は直ちに解決するかに見えるにもかかわらず、労働者側が仲々これらの調停の申込みに応じようとしなかったのは、調停に当る出先官憲がたとえ文字通り使用者側の代弁人をつとめなかったとしても、決して労働者側の目に「救い主」として映らなかったからであろう。同じ頃起った三越洋服部の争議[3]でも、労働者の組織である技工団は始め市社会局労働課に調停を一任したが、要求事項の僅か一部しか容れられないので依頼を打切り、争議は友愛会の手に移ってはじめて要求を達成することができた。これらの争議は、総同盟機関紙《労働》が「背後に幾万の会員の後援を有する強力な労働組合さえも全力を挙げて斗って、尚且勝ったり負けたりするのである。若し社会局などで立派に争議の解決が着くものなら、労働組合などは更に必要はないことになる……」と凱歌を挙げたように、争議調停の

性格を労働者に認識させるにあづかって力のあった事件であった。しかし、だからといって、これ以後の争議が陸続として組合に持ちこまれ、争議調停者としての組合が順調な発展のコースを辿ったわけではない。総同盟といえども「争議調停主義」に「方向転換」するにはなお幾多の曲折を経なければならなかったし、労働者側が「争議屋」に荒らされることを忌避する風潮にはかなり根強いものがあったのであるから、交渉が行詰った場合、強権力に物いわせて、多少とも雇主の譲歩を含む解決をなし得る実力をもった警察官署や、これをバックとした県市政当局による調停が、此の時期以後、急激に増加していくことは自然の勢いであった。争議調停ということの中に、ほんらい含まれている様々の矛盾的要素がすでにこの時期の多くの争議の中に発現していることは、調停制度を検討するについて見逃すことのできないことである。

(1) 公布後五ケ年という長年月をおいて大正五年に実施された工場法も工場監督官数の絶対的不足により警察官吏による補充代替をあおがねばならなかった（風早八十二・日本社会政策史一九七頁以下）。このことはまた警察官署による労働争議への干渉を容易ならしめたのである。

(2) この特殊性は社会運動に対する調整制度の他の一つの柱である小作調停においてもひとしく見られるところである。小作調停法は小作争議の深化に対するより緊急な要請として、労働争議調停法に先立ち、大正十三年に日本農民組合の反対を押しきって制定されたものである。安達三季生・小作調停法（日本近代法発達史七）参照。

(3) 日本鉄工株式会社の争議は大正九年十一月末不況による大量人員整理に端を発した。職工側は一、解雇手当一八〇日分の支給、二、将来採用の場合は従来の工手を再雇用すること、三、団結権を認めることの三ケ条を要求して翌年一月十一日から争議に入った。

(4) 三越洋服部では技工が入職の月から月収の一割を身元保証金（三〇〇円）として差引徴収されていた。九年末不況の

影響を受けて、収入は半減状態となったので、保証金の半額払戻、請取者に保証給二円三〇銭の支給、日給者に五〇銭の増給、退職手当年五〇円の追加要求を提出したところ、会社は技工一同を解雇したので、十二月二〇日から争議に入り二週間継続した。引用文は《労働》十巻三号（労働争議号）による。

大正十年半ばから京阪神の造船所を中心として起った藤永田、川崎造船所、三菱三社の激烈な争議は互に相関連している点において、争議が、既に組織化された組合によって斗われた点において、要求が団体交渉権の確認をめぐる点において、かつまた官憲による弾圧の激しさにおいて、わが国労働運動史上最も重要な事件の一つであるが、それはまた争議調停という面から見ても注目すべき事件であった。問題の取扱上、争議の詳細に触れることなく、調停問題についてのみ論及することにする。

大阪の藤永田造船所の争議[1]は、経済的要求を離れて、組合の承認、団交権の確認要求をめぐるものであり、労働者側はすでにかなりの組織力のバックをもっていたので、組織の拡大を惧れる会社側は容易に譲歩を示さず、交渉は高度に政策的かつ思想的性格を帯びていた。その意味では、この争議は権力に物いわせた出先警察官憲のもはや介入しえない近代的争議であったわけである。

最初の調停者は賀川豊彦であった。賀川調停案は会社は、一、造船所内における百名以上の組合を認め、二、二箇以上の組合がある場合には、各組合別に交渉し、三、組合に加入しない者とは個人別に交渉するという内容のものであったが、従業員側の容れるところとならず不調に終った。ついで、設立後日なお浅い協調会が一、造船所内に従業する労働者を以て組織する組合を交渉団体として認めるが、横断組合の支部である組合も同様に承認する、二、交渉の方法は工場委員制度による、という調停案をもって介入したが、やはり横断組合（大阪造船労働組合）の

原則を主張する従業員側と企業内組合を主張する会社側との折合がつかず失敗に帰した。結局、弁護士日野国明の尽力により、協調会案に「労働者が他の労働団体に加入する自由を妨げず」という附帯をつけて妥結した。迂余曲節を経たけれども、結局、第三者による調停によって団結権や団体交渉権が曲りなりにも承認されたということは組合側にとっては、世論の支持の下に要求を獲得したことを意味するものであったから、この成功は直ちに同じ気運にあった三菱川崎造船所へ波及するに至った。

川崎・三菱争議については、戦前最大の争議の一つといわれるだけに、すでに当時幾つかの報告書[2]があり、また戦後にはこれらの記録をを元にして争議の全貌についての兵庫労働研究所の詳細な経過報告[3]が発表されているので、ここに再録することを避け、ただ調停の経過についてだけ述べることとする。

組長十一名を含む三菱内燃機の職工が歎願書を提出して（一〇・六・二五）以来、同造船所、川崎造船所えと拡大した争議の要求事項の中には、八時間労働制や賃上げ要求も含まれていたが、中心は藤永田の場合と同様、横断組合の承認と団交権の確認であった。二六日には組合員二〇〇名をもって、神戸発動機工組合が結成され、友愛会に加盟していたのである。以後、会社側の強硬策「青の鉢巻をし或は厚司の腕に青布をまとい、又は業々しく青襷をかけた一隊数十名」の暴力団による乱闘、軍隊の出動、職工デモ行進に対する警官抜剣等、検束と流血の惨を繰り返すうちに、数多の調停工作[4]のうち、神戸市長のそれが具体化し㈠一般労働組合に加入の自由を認むる事、㈡工場委員制度を採用すること、㈢八時間労働制度は主義として反対せざるに依り適当の時期を見て之を実施すること、㈣解雇手当及退職手当は調査の上我国一般の工場に比し劣らざる様になすこと、という調停案[5]が争議団の去就を決する最後の鍵となった。しかし川崎、三菱両争議団とも調停案による妥協より完敗の途を選び、無条件完全就

業を宣言して争議の幕を閉じた。宣言書中の

「…先般ノ罷工団幹部検挙ノ後吾人ハ……再ビ新陣容ヲ整ヘ戦斗ノ継続ヲ敢行シタルガ一面ニ於テ会社トノ誠意アル協定ヲ切望シ従ツテ第三者ノ調停ヲモ歓迎シ飽迄此ノ争議ノ円満解決ニ努力シ来レリ然ルニ……三菱三社ノ如キハ某氏ノ調停案ニ一時同意ヲ表シ乍ラ一旦新聞紙ニ於テ其ノ報道ノ伝ヘラレルヤ会社側ハ譲歩ノ語気アリトノ体面論ニ囚ハレテ其ノ案ヲ骨抜キニスルノ挙ニ出デ吾人ガ陰忍自重ヲ以テ持シ来レル互譲妥協ノ誠意ヲ蹂躙シ遂ニ交渉断絶ノ途ニ出ヅルノ己ムヲ得ザルニ至レリ、桜井市長ハ先キニ職工ノ復業ヲ勧告シ次イデ調停ニ立ツヤ前記某氏ノ協定案ヲ基礎トスル吾人ノ提案ノ本旨ヲ没却セントスル態度ニ出デタリ又有吉知事ノ如キハ罷工団全員ノ意思ヲ顧ミズ数名ノ裏切職工ノ意ヲ迎ヘ之ヲ採ツテ以テ調停ノ緒ヲ得ントスルガ如キ軽卒ニシテ不誠意ナル措置ニ出テ為メニ罷工団ノ激スル所トナリ益々事態ヲ紛糾スル結果トナリヌ……。

サレト吾人労働者ハ今日迄既ニ一ケ月余ニ亘リ何等ノ資力ナク余裕ナク赤手空拳ヲ以テ悪戦苦斗ヲ継続シ来リヌ日ヲ経ルニ従ヒ生計ノ困難ハ加ハリ生活ノ痛苦ヲ感スルニ至レルハ亦自然ノ勢ナリ、又加フルニ長キ争議ノ為メニ市民ニ累ヲ及ホシ国家産業ノ弛廃ヲ見ル事モ吾人ノ思ヒサル所ナリ云々」

という言葉を頑味する時、われわれはこの争議における調停の複雑な背後事情に思い当るのである。争議団幹部が指導方針として、調停妥協の途をとらず、敢て敗北の途をとった事については後世幾つかの見方があるであろうが、かれらが弾圧（その露骨な兇暴性は永く後世に想記されるであろう）と抱き合わせの調停を捨てたことはそれなりに争議の筋を通したというべきである。(6)

（1）　協調会労働課「我国に於ける団体交渉及団体協約」二五頁以下参照。

（2）　川崎・三菱争議については伊藤豊二「神戸に於ける三菱労働紛議」（大正一〇年九月一日刊）、三菱造船株式会社・三菱内

燃機株式会社・三菱電機株式会社(大正一〇年一一月刊)、岡成志「神戸労働争議実見記」(大正一〇年一二月一〇日刊)、無絃琴生「三菱川崎労働争議顚末」(大正一〇年八月三〇日、丸一叢書第一篇)、徳永正報いばらの足跡三十年上七四頁以下。

(3) 大正十年川崎・三菱労働争議の経過Ⅱ—Ⅲ。

(4) 調停工作の動きを拾ってみると、国民党植原砂田代議士(七・一四・一五)中産階級団(七・一八)、神戸労働争議研究会(七一・九)、市民有志大会、神戸立憲青年会(七・二四)、憲政公首相の調停乗出しを勧告(七・二七)、兵庫県北部三正会知事、市長、会頭に調停依頼(七・三〇)、砂田重政(七・三一)、神戸市(八・一)、今井嘉幸(八・四)、県知事調停内容発表(八・五)、キリスト教親和会(八・六)、市長(八・七)など種々様々の人がそれぞれ別の動機から調停工作をした。詳細は前掲「経過」および「顚末」参照。

(5) この市長の調停案が出る前に争議団に提示された妥協案は三菱商事顧問今井嘉幸の案であった。同案は市長案の外に一、給金の増加には応じ難いが生活困難を除去する様適当な方法を講ずべし、二、本争議による解雇者には相当の解雇手当を支給することが加わっていた。この線で妥協成るかに見えたが、会社側が調停内容の世間に洩れたことから硬化し、市長案はこの二項目を削除したものとなったゝめ争議団も硬化して決裂にいたったのである(顚末一八二頁以下)。

(6) この争議は治警法、労働争議調停法の賛否両論者にそれぞれ恰好のデータを提供した。野党は政府当局の無策と弾圧を非難して「労働法」制定の急務を説けば、政府与党はこれに反対してしきりに争議の「暴動化」を強調した。ただし後には政友の中にも労働立法制定を要求する声が上った(神戸又新日報八・一)。床次内相は争議終了後の八月十五日各地方長官宛訓令を発し「……最近平素何等事業に関係なきものが外部より、労働者を誘惑し其の自由意思を抑制し不穏の行動に導き為に労働者竝に其の家族を不安の念に駆らしむるものあり、是等に対しては法規の命ずる所に従い厳然たる措置を執るに躊躇せざらんことを望む」と述べた(顚末二〇九頁)。なお、本争議において治警法関係容疑で検挙された者十七名に上った。

大正十一、二年は恐慌の深化に伴なう深刻な失業問題に直面して、労働争議の内容も前年の団交権の確認といった積極的なものは全く蔭をひそめ、解雇反対ないし解雇手当の要求という防衛的なものへ転換し、しかも労働者の

「生存権」をかけた争議の大部分はかれらの惨敗に終っている。もともと、労資の力関係のある程度の均衡が争議の調停の最少限度の条件であるとすれば、この時期の争議の大部分はすでにその前提条件を欠いていたわけである。必然的に争議は暴力化するか、あるいは陰性化して「社会不安」を激成することになる。他面、農民問題も政府の無策のままにまさに触発の危機にあった。政府が、法案としても未熟きわまわる過激社会主義取締法案を急ぎ登場せしめたのも、実のところ「外来の思想」がこれらの社会不安に火をつけて「朝憲を紊乱」することを危惧したからに外ならない。組織労働者たちが挙げてこの悪法反対斗争に立上っている裏で、多くの争議が孤立無援の闘いに敗れ、組織が破壊された。官憲の検束の嵐の中で、話し合いの余地もなく壊滅した争議（たとえば横浜船渠争議、大阪鉄工所争議、大阪住友伸銅争議、大島製鋼所争議、大阪電灯争議、新潟鉄工所蒲田工場争議など）が無数にあり、また国粋会系の右翼団体が労働者側の弱みを見て調停を買って出るといった空気[1]の中で、警察官署による強制調停が受け入れられざるを得なかったのも当然であった（小野造船所争議がその典型）。

大正十二年六月五日に始まる警察部長会議では、労働争議に処する警察官の態度が問題となり、内相は

「同盟罷業若くは工場閉鎖其他の労働争議並に一般労働運動に関し取締を行うに当りては其社会の安寧秩序に触るゝ点に着目して周到なる観察を下すべきは勿論なりと雖も而もこれ等の出来事若くは運動の経済的意義及社会問題としての価値を理解し以て適当の施設をなすを要す。而して争議発生に際して深く其真相を究め内情を審かにし理解ある取締をなして公平なる態度を失はざるの用意なかるべからず」（傍点筆者）

と訓示したが、前年の京都沢田合金の争議においては、国粋会々員の争議団に対する暴行を眼前にして百余の正私服警察官が取鎮めようとせず、捕縛された者一名もなかったばかりか、かえって暴力を援助するかに見えたことは

数多くの新聞記者の見聞するところであった。

争議の調停については右の会議において、塚本社会局長官、河原田部長から、

「従来も産業争議に対しては干渉圧迫をすべからざる事いう迄もない……争議の発生した場合出来るだけ之に伴う弊害と時勢が労資消費者間に及ぼすのを少くせしむる方法はないか。地方官としてはこれらにつき常に深甚なる注意を払ふの必要がある。若し期待すべき適当の時期と方法あらば苟しくも地方官としては調停の任に当るを回避すべきでない」

と訓示した。[2] 調停法施行前のことであるから、右にいう地方官とはもちろん警察官である。しかし警察官には法的に争議の内容に直接介入することはもちろん、争議当事者の内偵によって事前に争議の調査をしたり、争議の調停をなす権限も義務もなかったのであるから、[3] 調停そのものが越権であり「回避すべきでない」と訓示されるいわれはなかったのである。

公権力発動のための最高会議であるこの全国警察部長会議における指導方針は年を追うて強化され、その反動性を露骨化していった。翌大正十三年八月の会議における内相訓示は、[4] 従来の方針の強化を示すばかりでなく、争議介入の面で質的な展開を見せている。訓示中、

「……固より大量生産の行はるゝ今日に於て資本家と労働者との間に争議を生ずるは已むを得さる所に属するも、職に内務行政に在る者は其の間極めて公平中立の態度を持し孰れにも偏することなきを要す。労働争議の発生したる場合に於て往々警察権の執行緩漫なるを非難する者あり。勿論安寧を害し秩序を紊る者あらば厳に之を処分して仮借するところあるべからすと雖も、労働者の規律を守りて、同盟罷業を為す場合に在ては濫に警察力を以て圧迫すべきにあらす」(傍点は末弘博士の附されたもの)[6]

といっている部分は、この訓示に対して直ちに批判の筆をとられた末弘博士もいわれるように「原則として罷業権

を認めむとするもの其言や大に善し」であるが、右に続き訓示は

「唯労働者に非さる職業的煽動者か徒らに同盟罷業を教唆するか如きは断して之を容すへからす。又交通、瓦斯、電気の供給等一般公衆の日常生活と緊密なる関係を有する業務に従事する者か同盟罷業を為したる場合に於て、当該官庁か公衆の利益を擁護する為機宜の処置を取るに対し世上或は官憲の干渉圧迫なりとして、之を非難する者ありと雖も、此の種性質に属する従業者の同盟罷業は直に公衆の日常生活に対する脅威となるへきを以て此の如き場合に於て公衆の利益を擁護するか為相当の手段を課するは当然の事に属し、又固より官憲の職責なりと謂はさるへからす云々」（傍点筆者）

と附言している。内相のいう「労働者に非る職業的煽動家」が果して何を意味しているか不明であるが、かりにそれが「今日労働者を飯の種として資本家を圧迫して金員を奪ひつつある労働ブローカー」だとしても、博士の難ぜられるように、かれらと「文筆其他の方法によって正しき収入の途を他に求めつつ労働者の味方となりてその労働売買に助力し助言する労働運動者」の区別を「下僚の輩」が容易になし得たであろうか。事実は有弁にこれを否とする。それはともかく、内相がここにおいて、漸く盛上りを見せてきた治警法撤廃斗争に対する抵抗の意思を示し、かつは、目前に迫った治安維持法への布石を敷いていることは明らかである。同時に右訓示の中に、初めて公益事業争議に対する規制という考え方が頭を出してきたのも、この年六月に世間を震憾させて終焉を見たばかりの大阪市電争議(9)を直接の考慮の対象としたものとはいえ、これも漸く当局の議題に上ってきた争議調停法の構想を暗示するものとして注目をひくのである。

（1）　たとえば、大正十二年七月の奥村電機争議では警察の調停不調後、黒粋会が調停に立ち、総同盟幹部と協同して妥結に導いた。同十二年十一月の岸和田三紡績争議においても、国粋会の有志は「泉南紡績労働争議調停促進団」を結成して

調停に奔走したが、成功せず結局手を引くに至った。その後罷業団と福島署の警官隊との間に大乱斗あり、負傷者検束者を出した後、岸和田署長の仲介で妥結を見た。

(2) 大原労働年鑑大正十三年五八頁。

(3) 行政警察はもちろん、保安警察に属する高等警察規則にも争議調停についての規定はなかった。

(4) 大原労働年鑑、大正十四年、五〇六頁。この会議に於て警察部長側から現在、組合法が制定されていないにも拘らず、政府は事実上之を認めているため、労働争議の起った場合の立場に困難を感ずる故、政府は組合法、労働争議調停法を制定されたしとの提議が行われた。

(5) 末弘教授のこの論文は国民新聞に大正十三年八月十二日から十九日まで七回に亘り連載されたものである。教授がこの中で先頃の大阪市電争議における大阪市民の罷業に対する反感を決して一般的与論そのものではないとされ、公益事業なるが故の罷業禁止制限論を戒しめ、治警法十七条の撤廃を訴えられたことは蓋し警世の意味があった。

(6) 大正十三年の大阪市電の争議は市民生活に直接関係する公共機関の争議という点で強い世の関心を引き、従来この種の経験に乏しい大阪市民をして罷業に対する感情的反対に走らしめ、公益事業における罷業の問題を始めて登場させるとともに争議調停の問題を改めて意識させた画期的事件である。この争議は総同盟大阪電気労働組合、西部交通労働同盟および愛友会の三つの組織がてい立していたことゝ、例によって警察が争議の初期に最高指導幹部を家屋無断侵入にことよせて一斉検束したこと、当局側が罷業破りとして大阪高工、高商らの学生を動員したことゝ、何よりも市民の反感が強硬であったこと（大阪毎日「市民の義憤」七・六）のために、最初から困難をきわめ防衛的争議となり、結束の崩れを警戒した罷業団は一斉に高野山に籠城するに至った。その途上でも治警法十七条、業務妨害を理由とする検挙五四名に及んだ。調停待ちの罷業団に仲裁をかって出たのは乾分五〇名を随えて登山した（時事新報一三・七・八）侠客小林佐平と高野山一山会の僧侶であった。結局調停は金剛峰寺と大阪正義団酒井栄造、国粋会福田、豊田らにより進められ、坂本警察部長を交えて七月十日妥結に至った。条件は解雇者の復帰は絶対に許さず、西部交通労組からの脱退など全面的な罷業の敗北を意味するものであった。寺院が居仲調停に立つ先例をつくったことはとも角、調停に右翼や侠客が正面から参加してきたことは調停のノーマルな解決という点から大きな問題を含み、これを機として法による公的機関による調停の必要が強調され出した（永井亨・東京毎夕七・六、河田嗣郎、大阪毎日七・七―八）のである。